



世界ガールズ・レポート2025

Until we are all equal

A woman with long dark hair, wearing a colorful patterned blouse and a long, flowing maroon skirt with white patterns, is seen from behind, spinning a large yellow hula hoop on a dirt path. The background is a lush, green, slightly blurred natural setting. A yellow arrow points from the hula hoop towards the text below.

# 子どもでいさせて、 妻ではなくて

児童婚を経験した女の子・ユース女性の声

# 世界ガールズ・レポート2025

世界ガールズ・レポートは2007年以降毎年発行されており、2025年の報告書は早すぎる強制された結婚(CEFMU)に焦点を当て、結婚/婚姻関係にある女の子の日常に関し、彼女たち自身の言葉による新たな洞察を提供している。

**定義:** プラン・インターナショナルは、CEFMUの定義を以下のような例とする<sup>1</sup>。民法法・宗教法・慣習法のいずれに基づくもの。正式な登録の有無に依らず、配偶者の一方または双方が18歳未満である場合。当事者の一方または双方の情報に基づく完全で本人の意向による同意が欠如した結婚/婚姻関係。

本報告書で、人生で最低1回は結婚/同棲婚姻関係にあった15歳~24歳の女の子を包括的に指す用語として、「早すぎる結婚(児童婚)」と「既婚の女の子」という表現を用いており、彼女たちの現在の婚姻状況とは異なる場合がある。

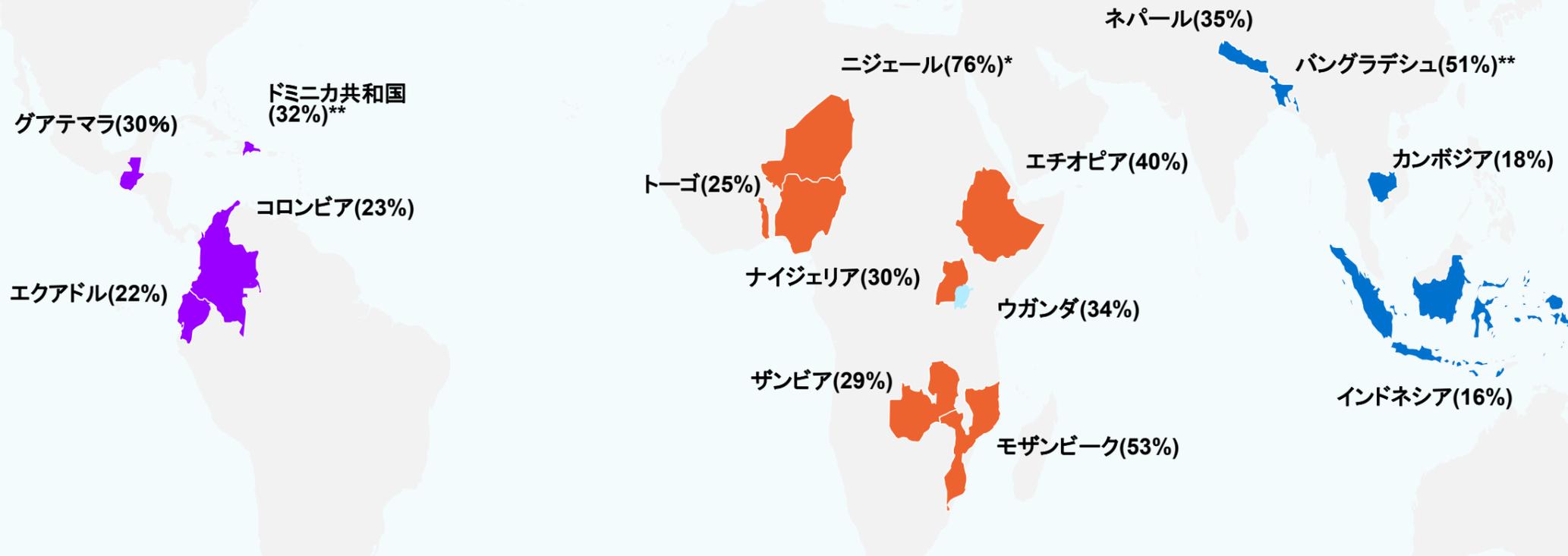
**内容に関する警告:** 本調査参加者により描写された経験の中には、不快感を与える可能性のある身体的・性暴力の事例や他のデリケートなテーマが含まれている。ご自身の判断で注意して閲覧していただきたい。

表紙写真: 17歳でインフォーマルな婚姻関係に入った18歳の女の子、グアテマラ  
© Plan International

## 調査対象国 15カ国

インタビューをした現時点で既婚もしくは既婚歴・婚姻歴のある女の子とユース女性 **251名**

対象国で児童婚問題に取り組み今回のオンライン調査に参加したアクティビスト **244名**



## ラテンアメリカ・カリブ海地域

全4カ国が女子差別撤廃条約(CEDAW)<sup>2</sup>を批准し、18歳未満の結婚を禁止する法律を定めている。コロンビアとグアテマラの2カ国には、未成年者とのインフォーマルな婚姻関係を禁止する法律もある<sup>3</sup>。

## アフリカ

全7カ国がCEDAWを批准しており、ニジェール以外のすべての国で児童婚を禁止する法律が定められている。

## アジア

全4カ国で児童婚を禁止する法律が定められており、ネパールとインドネシアの2カ国はCEDAWを批准している。

(%) = 18歳未満で結婚/婚姻関係にあった20歳~24歳の女性の割合

\*\* = 地域で最も高い割合

\* = 世界で最も高い割合

**本地図について:** 本地図で示されている境界線・名称・呼称は、プラン・インターナショナルの公式な承認・受諾を意味するものではない

# 要約

プラン・インターナショナル「世界ガールズ・レポート2025」は、児童婚の経験に焦点を当てたものだ。大規模な政策措置や法改正が進められているものの、児童婚は依然として広く存在している。本調査は、児童婚を経験したユース女性や女の子の証言に基づいており、世界的に女性と女の子の権利に逆風が強まる現在、児童婚という根深い権利侵害に取り組むことが、いっそう切実かつ差し迫った課題であることを示している。

本調査は、バングラデシュ・カンボジア・インドネシア・ネパール・エチオピア・モザンビーク・ウガンダ・ザンビア・コロンビア・ドミニカ共和国・グアテマラ・エクアドル・ナイジェリア・ニジェール・トーゴの15カ国の、結婚または婚姻関係にある、あるいはあった251名の女の子とユース女性への、児童婚による女の子の経験に関する深く詳細なインタビューに基づき作成された。

私たちは児童婚を直接経験した女の子との対話だけでなく、対象国の児童婚問題に取り組む244名のユースアクティビストを対象にオンライン調査も実施し、彼らの意見には、変化のための具体的な提言が含まれていた。

これらの洞察を広範な法的文脈に位置付けるため、経済協力開発機構(OECD)と連携し、同機構の社会制度とジェンダー指数(SIGI)を活用して、既存の法制度や政策枠組みを分析した。その目的は、女の子の権利保護と幸福の促進に必要な支援を明らかにすることである。

## 結婚した女の子が教えてくれたこと\*



\* 質的調査に参加した251名の女の子について、主要な結果を割合で示した。これらの割合は有益な示唆を与えるものであるが、質的調査に基づくため統計的に一般化できず、代表的なデータとみなすべきではない。

「18歳未満での結婚は望ましくありません。学業は中断されてしまいます。私自身がまだ子どもであるにも関わらず、結婚してから1~2年以内に子どもが生まれ、学業を続けられなくなり、健康への危険も生じます。子どもである私に、どうやって別の子どもを育てられるのでしょうか」  
Farhana、21歳、バングラデシュ



10名中7名は結婚/婚姻関係にあり、4名に1名以上(28%)は離婚しており、50名に1名は未亡人だった



4名中ほぼ3名(72%)に少なくとも1人の子どもがいる



5名中ほぼ2名(38%)が、「家庭内の意思決定における発言権がない」と回答した



8名に1名(13%)が、親密なパートナーからの暴力(IPV)・虐待の経験を明らかにした



4名に1名(25%)が、自身の結婚の決定時において発言権がなかったとした



3分の1以上(35%)が結婚直後に、あるいは結婚を理由に中途退学した



ほぼ半数(45%)は、自身より5歳以上年上の男性と結婚し、10歳、20歳以上年上の男性と結婚した人もいた



10名中6名(63%)が、就労・就学・訓練のいずれにも属していなかった(NEET)



6名中1名(17%)が「児童婚によって疎外された」と認識していた

! 本報告書中の子どもとユースの名前は、匿名性の保障のため変更されている。本報告書で使用されている写真は、調査参加者のものではない。

# 主な調査結果

1

結婚あるいは婚姻関係にある女の子の脆弱性は、私たちの調査で浮かび上がった主要なテーマの一つである。結婚は彼女たちから意思決定の力と機会を奪い、多くの場合、パートナーが年上であることにより生じる力の不均衡が、暴力の発生率を高めている。

2

私たちが話を聞いた女の子の間では、離婚や別居の割合が高かった。児童婚の調査で離婚が取り上げられることは稀であり、今回の結果は、児童婚のトラウマに苦しみつづ離婚に伴うスティグマに直面している、これまで見過ごされてきた非常に若い女の子やユース女性の存在を明らかにした。彼女たちの多くは収入を得るためのスキルを持たず、自身と、しばしば子どもをも養う手段がない。彼女たちは、ある困難な状況から別の困難な状況へと移行しており、すべての対象国で共通してみられたのは、別居に伴う経済的困難とコミュニティからの軽蔑であった。

3

本調査で特筆すべき調査結果の1つが、恋愛感情による結婚について語った女の子の多さである。ソーシャルメディアが保護者の管理外での交際を容易にしており、この傾向の主要因となっている。しかし実際には、娘の評判や家族の名誉を守るために、保護者が結婚や交際関係を正式にするよう圧力をかけることも多く、状況は複雑である。

4

女の子が自ら力を持っていると感じ、結婚が愛に基づいていると考えるような、オンラインでの関係によって児童婚が形成される傾向が強まっている。彼女たちは保護者ではなく自分でパートナーを選んでいるとはいえ、依然として脆弱な立場にある。テクノロジーそのものが行動を変えるわけではなく、年上の男性はオンライン上でも女の子の情緒的・経済的な脆弱性につけ込み、結婚を苦難からの脱出手段として持ちかけるのである。

55%

の調査対象のアクティビストが、慣習的・宗教的信念を、児童婚防止を目的とする法律や政策の効果を損なう主要な要因として挙げた。

5

調査対象となった女の子の多くは疎外されていると分類できる。その要因として居住地、社会階級、障害、社会的孤立などが挙げられた。これらは「よそ者」であるという感覚を生み出し、彼女たちは複数のアイデンティティが交差することによって差別が深刻化していると認識していた。疎外された女の子は結婚を迫られやすく、支援サービスを利用する際にも一層の困難を経験し、極めて厳しい経済状況に置かれることが多かった。

6

ほぼすべての調査対象国が児童婚を禁止しているが、法律は女の子を児童婚から守ることも、結婚後の権利を保障することもできていない。

7

妻や母親としての役割を優先し、出産能力や従順さを重視する長年のジェンダー規範は、多くの家族やコミュニティに存在している。これらの規範はしばしば非公式な慣習法によって支えられており、国の法律よりも強い影響力を持つ。

8

根強い社会的・ジェンダー規範と相まって、児童婚を最も強く促す要因は貧困である。資金調達に常に脅威にさらされる世界情勢の下で、貧困の軽減は女の子の権利を守るうえで依然として重要な要素であり続けている。

9

結婚してしまうと、女の子はほとんど家庭内で孤立させられ、彼女たちの多くが、それが精神的健康に及ぼす影響について述べた。他人と暮らし、新たに背負う責任に圧倒されることが多く、孤独を感じる人も多い。

10

調査結果から、教育・性と生殖に関する健康と権利(SRHR)・移動の自由・様々な規模の金銭問題に関して、既婚の女の子が自分で決められることは、ごく限られていることが明らかであり、「夫に逆らうことを怖いと感じている」と語った女の子もいた。

11

調査対象者の女の子の多くは学業の継続を望んでいたが、実際に学業を継続していることに言及した女の子はほぼいなかった。既婚の女の子には教育は不要とされることが多く、時間や資金の不足等の障壁も存在する。育児や家事で彼女たちの生活は占められ、学費やその他の費用を負担する余裕がないことが多い。

12

女の子の結婚理由はさまざまであったが、大多数の場合、彼女たちの自由で十分な情報に基づく同意は欠如していた。彼女たちは、早く結婚し、家事に迅速に適応し、子どもを産むことも含めて夫や義理の家族に従順であることを期待される。

60%

の調査対象のアクティビストが、根深い文化的・社会的期待を、児童婚の主要要因として挙げた。

13

自身の子どもの児童婚をさせたいと望む調査対象者は皆無だった。



児童婚に取り組むアクティビストは、既婚の女の子の学業継続の点で、彼女たちとその家族を対象とした啓発プログラムを最優先課題の1つと位置付けた。



14

避妊手段の利用は、既婚の女の子の多くにとって議論を呼ぶ問題である。妊娠は児童婚の主要要因であり、また結婚後は女の子の多くが子どもを産み始める・続けるよう圧力を受ける。概して、家族計画の決定権は夫あるいはパートナーが握っており、自分の意思や身体の自己決定権を奪われた女の子の意見は、ほとんど反映されない。





## 行動喚起

全体的に、15カ国の女の子の証言は驚くほど類似しており、彼女たちの経験は児童婚に取り組むアクティビストが観察した状況により全面的に裏づけられた。

調査から浮き彫りになったのは、既婚の女の子たち自身が、「これがあれば私たちの人生は変わる」と語る実践的な提案である:



### 政府・NGO・コミュニティリーダーがすべきこと

- ① 児童婚を助長する有害な社会的信念、慣行、期待に対するプログラムへの投資と拡大を行うこと
- ① 既婚の女の子や児童婚の危険にさらされている女の子が、自らの権利を理解し、必要なサービスにアクセスし、自分で選んだ未来を築けるように保障すること
- ① 危機的状況下や紛争下で暮らす女の子や、極度の貧困にある女の子を含む、最も疎外され支援が届きにくい既婚の女の子に特化した支援を行うこと
- ① 児童婚を防止し、既婚の女の子への支援と司法へのアクセスを保障するため、強力な法律と政策を実施し、必要な資源を投入すること
- ① 児童婚の撲滅に取り組む女の子のリーダーとその運動を支援し、資金を提供すること



生後4ヶ月の子どもを抱える18歳の女の子、エチオピア  
© Plan International

「女の子全員が自由に子ども時代を享受し、安全な状況で生活を築けるようになるまで、私たちは自身の権利のために闘わなければいけません」

Sumaiya、21歳、バングラデシュ

## 序文

バングラデシュのSumaiya(21歳)は、児童婚のサバイバーで、現在は再び保護者と暮らしながらアイスクリーム工場で働いている。

私は14歳で結婚しました; 両親が貧しいため生活は苦しく、5人の子どものうち、長女である私の結婚が唯一の解決策だと考えたのです。私は結婚により大変不幸になり、それを見た両親は、何とか私の離婚を実現させてくれました。今は仕事に就いて、家族を助けています。女の子とユース女性に仕事と訓練を与えることは極めて重要です: それは彼女たちが結婚に追い込まれるのを防ぐ助けになります。私は他の女の子が私と同じ目に遭うのを防ぎたいのです。働くのは大変ですが、以前より私の人生ははるかによいものになりました。

私は余りにも若くして結婚し、そのトラウマのために子どもを持つのが難しい可能性があると言われました。ですが、家族を持つことが私の夢であり、その実現を願っています。そして、もし子どもができれば、子どもたちにすべきことを理解させます。女の子なら、高等教育を受け、自立した大人になってから結婚するよう求め、男の子なら、女の子の人生を台無しにしない人間になるよう教えます。

私は人生を再構築しており、本報告書に登場する多くの女の子同様、それは困難な作業です。しかし本報告書には、希望と私のような女の子とユース女性からの、児童婚をなくす方法や児童婚で苦しむ女の子を助ける方法に関する、多くの優れた考えと実践的な提案が含まれています。

## 目次

地図と調査対象国	2
要約	4
主な調査結果	6
行動喚起	8
序文	10
前書き	12
はじめに	14
調査方法	18
背景	19
私たちが学んだこと	22
1. 脅迫と虐待	22
2. 法律の抜け道	25
3. その理由	27
4. その後は	35
5. 展望	51
児童婚に関する法的枠組みの検証	54
結論	58
提言	62
謝辞	66
脚注	67



## 前書き

Reena Ghelani、プラン・インターナショナル  
CEO

すべての女の子は、子ども時代・安全性・自身の未来を決める権利を持っています。しかし、実際には世界で6億5千万人の女の子が、準備が整う前に結婚させられています。

本報告書は、女の子の意思を無視した決定により人生が形成された彼女たちの声に焦点を当てています。彼女たちの物語は、途絶えた夢・学業から引き離され母となること・家事・沈黙を描写しています。しかし同時に、自身の声を取り戻し、変化を求める女の子とユース女性の強さも描写されていました。

彼女たちの声に耳を傾ける - 真に傾聴する - ことで、私たちは児童婚が実際の代償とは何か、その撲滅のために何が必要なのかを理解し始めるのです。

本報告書は単なる事例集ではなく、行動喚起を図るものです: 児童婚を可能にさせる有害な規範を変え、すべての女の子が自分自身の道を自由に選べる世界を築くことを目指しています。

14歳で結婚、15歳までに母親となった18歳の女の子、バングラデシュ。Stop the Stigmaプログラム参加後、自身の未来を自ら切り開く決意を固めた。  
© Plan International

# はじめに

2025年の世界ガールズ・レポートは児童婚をテーマとしており、政策議論や児童婚に関する多くの調査で無視されることが多い、既婚の女の子の証言と経験に基づく独自のものである。今回の新たな調査は、プラン・インターナショナルが児童婚に関する広範なプログラムと提唱活動に基づいている。また本調査報告書は、世界的な女の子と女性の権利の後退がみられる現状に直接対応しており、どこが女の子の権利が最も危機に瀕している部分で、どう守ることができるかを特定することが急速に重要となっていることを示している。

児童婚は広範に及ぶ権利侵害であり、貧困と根深いジェンダー規範に起因し、その撲滅への道は極めて困難であることが判明している。児童婚は搾取的な、世界中の女の子の健康と幸福に対する直接的脅威である。児童婚は彼女たちから子ども時代を奪い、機会を制限し、身体的・精神的虐待を受けやすい不平等な婚姻関係に落とし込めることが多く、大規模な政策措置や法改正にもかかわらず、児童婚は未だ広く発生している。

**「彼[夫]を信じていて、愛していたので、彼と約束したことが理由で[結婚しました]。私の家族が貧困下で暮らしており、ニーズを満たすためのお金が足りなく、よい生活環境が必要でした...なので結婚すれば家族を養えると思ったのです...でも現実には、若くに結婚したために、かえって家族を傷つけることになってしまったのです」**

Simegn、19歳、エチオピア

本報告書は児童婚自体を扱ってはならず、児童婚を強いられた女の子の経験の詳細まで焦点を当てている；彼女たちは身体的/精神的健康・安全・経済的可能性・将来の機会に関する重大な代償を払っている場合が多い。私たちは、不公平なジェンダー規範・貧困・法律の効力の弱さ/女の子の経済的可能性の低さ/自然災害や人道危機等に関する広範な問題の相互作用により、児童婚の撲滅が達成されていないことを認識している<sup>5</sup>。また、妊娠が女の子の家族にとって不名誉であるとみなされ、女の子が結婚を強いられる場合が多いことも認知している。性と生殖に関する健康(SRH)サービスが不足している状況で、他の選択肢がない場合が多い。

**毎年1,200万人の18歳未満の女の子(約3秒に1人)が結婚しており、そのうち48万人は15歳未満である<sup>6</sup>**

私たちの調査結果は世界15カ国に基づき、ニジェール以外の全調査対象国で18歳未満の結婚を禁止する法律が定められているが、必ずしも効果的であるわけではない。合法とされていることと女の子の生活で実際に起きていることの間には大きな差があり、その主要因は、何世代も家族とコミュニティにより支持されてきたジェンダー的な社会的規範である。アフリカの調査対象7カ国では、最低でも4人に1人の女性が18歳未満で結婚しており、モザンビークでは2人に1人、ニジェールでは憂慮すべきことに4人に3人となっている。

調査参加者の女の子が語る中で、私たちは彼女たちが払っている代償を理解し始めた：暴力で特徴づけられることの多い、夫と義理の家族との関係・日々の過酷で単調な家事・就学学継続の困難さ・子どもを持つ/持たないや持つ時期を含む、彼女たちの人生のあらゆる側面の決定権の喪失。女の子の多くにとって、児童婚を制限する政策・法改正はほぼ意味を持たない - 多くの女の子が今も陥っている。離婚の困難さ・金銭やスキルの不足・安全な居場所の欠如という、虐待的な関係に置かれ続ける理由に関する話は、参加者が常に語ったものだった。

児童婚に対しては、防止に重点が重く置かれ、結婚や交際関係に入った女の子は考慮されない傾向があるが、それを許してはならない。権利の後退とジェンダー平等への反発が勢いを増す中、児童婚を防止し、女の子をその影響から守る行動の緊急性は高まっている<sup>7</sup>。

私たちが話を聞いた既婚の女の子と児童婚に対するアクティビストは、彼女たちの生活を支配し児童婚を解決困難な問題にしている社会的・ジェンダー規範の啓発の重要性を訴えた。女の子が既婚であるという状況やそうなった経緯は、無視されることが余りにも多く、「普通」と分類され、何世代にもわたり家族やコミュニティの構造に組み込まれてきた。私たちは彼女たちの声によって、現状を是正する機会を得たのだ。

本調査は多層的な手法の点で独自性を有する。ユースを中心に据え、結婚した女の子自身と児童婚の防止・対応に取り組むユースアクティビストからの証拠に基づいている。それらの個人の証言は、実質的な変化の実現に大幅に失敗している政策・立法環境の分析と対比された。

本調査は、大きく無視され孤立させられることが多い社会の部分の権利とニーズを可視化させ、女の子の生活の実態に即した効果的な対策の実施にむけた政府・NGO・政策立案者に対する説得力ある証拠となる。

「社会に啓発プログラムを導入してください。まず私が学んで、社会のために自身で行動を起こしたいです。そうすればだれもが女子教育の重要性を理解するでしょう。そうでなければ、誰も知ることがなく、娘たちは教育を受けることができず、幼くして結婚させられ続けるのです」

Juna, 24歳、ネパール



本調査は、3つの主要な問いへの取り組みを目的に実施した。

- ① 既婚/婚姻関係にある女の子の、生計と収入・健康・教育・家庭内の意思決定・主体性の観点での、日々の経験はどんなものなのか
- ② 既存の児童婚に関する法律・サービス提供・政策は、結婚した女の子をどう支援し、疎外された既婚の女の子を包摂するためにどう施行/実施されているのか
- ③ 既婚/婚姻関係にある女の子が自身の権利の促進・擁護のために求めている支援とは何か



CEFUM防止プロジェクトにより、就学を継続し、明るい未来を築いている女の子たち、ネパール  
© Plan International

## 調査方法<sup>8</sup>

### インタビューとフォーカス・グループ・ディスカッション(FGD)

15カ国(バングラデシュ・カンボジア・インドネシア・ネパール・エチオピア・モザンビーク・ウガンダ・ザンビア・コロンビア・ドミニカ共和国・グアテマラ・エクアドル・ナイジェリア・ニジェール・トーゴ)で、201名の女の子にインタビューを実施し、50名がFGDに参加した。この手法は参加型で包摂的なものであり、現地での関連経験を持つプランの各国事務所職員により構築された。

### OECD SIGI分析

2009年以降、OECDのSIGIは、社会的慣例でのジェンダー平等の格差の包括的な測定を提供している。SIGIは、権利・正義・カブけの機会の中で、法律・考え・実践が男女間に生み出す格差を分析する。本調査に際し、プラン・インターナショナルはOECDと連携し、そのデータの集合体の新たな分析を実施した: 結婚した女の子とアクティビストの洞察を裏付ける、児童婚に関する広範な法的環境の理解となる。

### 調査

対象国の児童婚問題に取り組む244名のユースアクティビストを対象に実施した。本調査は、結婚した女の子と直接関わり、変革の最前線に立つ人びとの声を中心に据えることで、質的インタビューとFGDを補完するよう設計された。

### 倫理と保護対策

イギリスを拠点とする国際問題シンクタンクODIの調査倫理委員会から、国際レベルでの倫理承認を取得し、インドネシア・ウガンダ・ザンビア・ニジェールについては、国内倫理承認を取得した。

全参加者からインフォームド・コンセントと承諾を得ており、必要に応じて保護者の同意も取得した。データ収集・分析・報告書作成の全過程において匿名性と機密性が保たれ、強固なデータの安全性が保障された。全データ収集担当者がプラン・インターナショナルの子ども・ユース保護方針に署名した。

注: 匿名性の保障のため、本報告書に記載の女の子とユース女性の名前はすべて変更されている。



## 背景

児童婚が女の子の教育・健康・身体的自律性・政治参加・ディーセントな仕事への就労の権利を制限し、暴力や虐待に遭う危険を高めることは、入手可能な文献の調査から明らかである<sup>9</sup>。医療・教育・法的支援を含む公共サービスは、結婚した女の子を支援していない場合が多い<sup>10</sup>。児童婚は男の子にも影響を与えるが、その程度には差がある:

世界で20歳~24歳のユース女性の5人に1人が18歳になる前に結婚している一方、ユース男性は30人に1人である<sup>11</sup>

18歳を法定最低結婚年齢とする法律は国家・国際レベルで存在しているが、効果の高い施行と、児童婚を正当化する長年受け入れられている社会的規範を変えるための決意の強化が求められている。これは児童婚の防止だけでなく、結婚/婚姻関係にある女の子への保護と支援の提供のためにも必須である。

### 2023年OECD SIGIデータベースによれば:

- 178カ国中30カ国(17%)で、女の子の法定最低結婚年齢が18歳未満であるのに対し、男の子に関しては同様の規定がある国は8%だった。10歳から女の子の結婚を認める規定がスーダンで確認された。
- 18歳以上を法定最低結婚年齢と定めている148カ国中、約75%の国では、その国の法定最低年齢未満の年齢での結婚を認める例外規定を設けている。
- 児童婚の禁止法に違反した場合の影響は、極めて限定的であることが多い。婚姻関係の解消は可能かもしれないが、被害者やサバイバーに対する他の補償を法律は定められておらず、加害者に対する懲罰的措置もない。

とはいえ、過去10年間で児童婚の減少には一定の重要な前進がみられ、世界全体での割合は22%から19%に低下した<sup>12</sup>。だが、その前進は不均一で不安定であり、例えば紛争下では紛争の激化に伴い児童婚の発生率も高まっている<sup>13</sup>。加えて、女の子と女性の権利の後退が近年進んでおり、苦勞して獲得した成果が停滞もしくは奪われる恐れがある。例えば、2025年3月に開催された第69回女性の地位委員会で、加盟国が最終政治宣言からSRHRへの言及を削除したことは、世界的な女の子の権利にとって重大な後退である<sup>14</sup>。





## 児童婚は女の子の生活と機会にどんな影響を与えるのか

数々の調査が明らかにしている通り、既婚の女の子やインフォーマルな婚姻にある女の子は不利な立場に置かれている: 教育機会の制限・意思決定力の低下・法的保護からの排除といった影響を大きく受けている。それは彼女たちの個人の可能性の制限だけでなく、広範な社会的・経済的発展に対する重大な障壁にもなっている。

- 彼女たちは、SRHR・平等・暴力からの解放等の基本的権利を剥奪されていることが多い<sup>15</sup>。また、法の不備や国の法律と矛盾し得る慣習法により、彼女たちは児童婚やジェンダーに基づく暴力(GBV)から適切に保護されていない。
- 彼女たちは、健康への悪影響<sup>16</sup>・IPVに遭う可能性の高まり<sup>17</sup>・精神的健康支援の利用制限<sup>18</sup>等の、さまざまな困難を経験している。また、社会的孤立や仲間との自由な交流・就労が不可能な状況は、心理的苦痛や他の心理社会的問題を一層悪化させている<sup>19</sup>。
- 結婚後も学校に通い続ける女の子は5名中1名未満であった<sup>20</sup>。
- 多くの結婚は違法または未登録のため、女の子は財産・離婚後扶養料・相続に関する法的保護を受けられない<sup>21</sup>。未登録やインフォーマルな婚姻の場合、若い母親は親権の主張や養育費の請求時に重大な法的障壁を経験し、それが婚姻関係の解消を一層困難にしている。インフォーマルな婚姻は増加傾向であり、児童婚の追跡が困難になり、児童婚の可視性が低くなる恐れがある。
- 疎外された女の子は、法的支援や公共サービスの利用に対し一層の困難を経験している<sup>22</sup>。観点が異なる複数の法制度の存在が、あらゆる人々を平等に扱わないために、状況を悪化させている国もみられる<sup>23</sup>。
- 女の子の意思決定権は不平等な関係性、特に年齢差が大きい場合、により最小限に留まることが多い。その不平等は、性行為や避妊等の重要な事柄について交渉する彼女たちの能力を制限し、若年での望まない妊娠の確率を高め、結果、妊産婦死亡率と罹患率が高まる<sup>24</sup>。

児童婚の禁止法が機能していないだけでなく、女の子は一旦結婚したら、教育の享受・スキルの習得・健康維持・自身の人生に対する自律性の保持が困難であることは明らかである。また彼女たちは、性的・身体的・精神的虐待や支配的行動を含むIPVも受けやすい。児童婚の撲滅に向けた取り組みは善意に基づくが、その前進は限定的で、結婚した女の子を保護・支援する措置は皆無である。

調査参加者の女の子の話はこの見解を裏付け、彼女たちの日々や結婚に至った経済的・社会的要因について新しい詳細な洞察を与えてくれた。彼女たちの声は本報告書の次のセクションを導く: 彼女たちが経験する困難を明確化し、必要な支援を示唆し、児童婚が解決困難な理由を理解する助けとなる。

「何も知らなくて、まだ法定年齢に達していませんでした。母が結婚したいか尋ねた時、私はそうしたいと即答しましたが、その後どう生きていかなんて考えていませんでした。将来がどうで、家庭がどんなものかなど考えずに。結婚の意味について、あまり考えていなかったのです。実際に結婚し、結婚生活が難しいことに気づき、たった2年で終わりました」

Amelya、23歳、インドネシア  
(16歳で結婚)



自身の学校で児童婚について生徒に啓発活動を行っている15歳の女の子、インドネシア  
© Plan International

# 私たちが学んだこと

本調査は以下の3つの情報源から収集された、女の子の複雑で動揺を覚えさせることが多い生活の実態を描き出している。

- ① 私たちが話を聞いた女の子の経験と意見
- ② 児童婚に対するアクティビストの知識と認識
- ③ 結婚した女の子が生活し、アクティビストが活動することを可能/不可能にする環境を創出する政策と立法の枠組み

さまざま国の女の子とユース女性の児童婚に対する反応やその描写には、多くの共通点がみられる一方、地域による違いも存在する。例えばラテンアメリカの女の子はインフォーマルな婚姻関係にある傾向が強く、西・中央アフリカでは女の子と夫の年齢差がより大きいことが多い。また、女の子の個々の経験は決して画一的ではない。場所・経済状況・家庭内の力学により決まるあらゆる要素が作用している。

どの調査対象国の女の子も、自身の脆弱さと国の法律と自身のコミュニティの双方からの保護の欠如に言及し、その理由を説明した。彼女たちは貧困・確立されたジェンダー的役割への順応を強いる社会的圧力・恋愛について多く語った。14歳～16歳で経験する恋が保護者から圧力をかけられることは珍しいことではなく、彼女たちを準備ができていない生涯の約束へと追い込む。またソーシャルメディアの役割も言及され、それはリスクとロマンスの両方を伴う、恋愛関係構築における新たな展開である。

すべての結婚を女の子自身が強制されたものと認識されてはいなかった。だが、結婚を自分が選択したものと捉えていた女の子でさえ、家事・育児・選択肢の減少・主体性の欠如といった日々の現実に衝撃を受けることがあり、彼女たちの多くにとって、一層暗い側面が存在する。

## 1. 脅迫と虐待:「彼は私に暴力を振るうでしょう...」

婚姻関係における女の子の脆弱性は、私たちの調査から現れた主要なテーマである。まだ子どもの彼女たちは、年上の場合が多いパートナーとその家族に支配され、それが暴力へとつながる場合が余りにも多い。

「(彼は)私を脅し、私が意見を言おうとすると、必ず殴りました。私は復讐を恐れて黙っていました」

Bupe、19歳、ザンビア

① 結婚生活で暴力を受けたと述べた女の子の内、10名中8名超(85%)は、最低でも5歳以上年上の男性と結婚していた。

Binitaはまだ13歳で、当時24歳だった夫に性的関係を強いられた。彼女はその結婚から脱出できたが、多くの女の子ができるわけではないことを彼女は知っている。Binitaは、暴力の行使が横行しており、女の子はそれを耐えるよう、強い圧力をかけられていると説明した。女の子とユース女性は、家族の名誉が自身より重要だと教え込まれているという。

「私たちの社会は、女の子は家族の名誉を守らねばならないとするため、殴られても、不幸でも、留まることを強いられています。なので、彼女たちの多くは、たとえかなり苦しんでいても、留まり続けるのです」

Binita、19歳、ネパール

しかし暴力の行使は広がっている。現在離婚し母と兄弟と同居している、ザンビアのEsneyaは16歳で妊娠・結婚したが、当時19歳の夫も虐待的だった。

「彼は数日間家を空け、戻ってくると私に暴力を振るいました」

Esneya、20歳、ザンビア

エチオピア・モザンビーク・ザンビア・ナイジェリア・トーゴ・ドミニカ共和国・グアテマラ・カンボジア・ネパール・インドネシアでは、こういったものを結婚生活で想定される要素であり、「普通」とみなす女の子がいることが認められた。

それらの国々では、結婚生活での虐待や支配の経験を勇敢に女の子は私たちに語り、支援を得ることの困難さを訴えた。

- ② コミュニティでIPVが深刻に受け止められていない
- ③ 彼女たちは夫・パートナーに経済的に依存している
- ④ 現地の法的サービスに関する情報が全般的に不足している

女の子への支援体制はどこも最低限で、彼女たちの多くは、家族の結束の維持のために困難に耐えることを求められていた。



Akula da Kyau(「大切にしよう」)に属する女性たちは児童婚にノーを示し、女子教育を推進し、彼女たちの娘の夢が発展する機会が得られるようにしている、マラディ、ニジェール  
© Plan International

法的支援・避難所・心理社会的サービス等の正式な支援体制が限られている/利用できない状況下で、暴力を経験している女の子は、家族・友人・コミュニティネットワーク等の非公式な支援体制に頼ることが多い。それらの非公式な体制は、情緒的・実践的・時に保護的支援の提供を期待されているが、それが常に得られるとは限らない。ザンビアのMwansaは、6歳以上年上の元夫から重大な身体的暴力を受け、母親に助けを求めた経験語った。

「母の家に行き、離婚して母と一緒に住めないかと尋ねましたが、彼女は拒否し、私がこの道を選んだのだから耐えなければならぬと私に告げました。夫と生活を続けましたが、虐待は続き、それは死の脅威にまで深刻化するに至りました。ある日、彼はナイフを手にし、私を殺すと脅したので、再び母の家を訪れると、その時は私が家に戻ることを彼女は許してくれました」

Mwansa, 19歳、ザンビア

同じくザンビアのChikondiは、IPVの通報をしたがらない既婚の女の子がいることに言及し、その責任を彼女たちだけに負わせるべきではないと主張した。

「被害者はコミュニティの反発を恐れ、自身の事例を通報する勇気がありません。被害者の代理で誰かが通報できる場が必要です」

Chikondi, 20歳、ザンビア

各国の女の子は、自身の置かれた状況を絶望的だと表現し、特に、障害を持つ・社会的または地理的に孤立している・異なる社会階級や民族に属するなど、何らかの形で社会から排除されて、疎外された存在と認識している女の子の状況は深刻である。それらの女の子は児童婚の悪影響に特に脆弱であり、最初から児童婚を促せられたり、強制させられる可能性も高い。

多くの国の女の子が社会的孤立や遠隔地での生活が彼女たちの生活に与える影響を語った。身体・精神障害を持つ女の子は、必要な良質の教育や医療サービスの利用に苦勞し、その費用を払えない場合が多い。Guediのような女の子は餌食となる。

「母が病気で、尿や便のコントロールが機能しないため、私たちはコミュニティから孤立させられた生活を送っていて、ストレスを感じていました。結婚したらそのストレスから多少解放されるのではないかと、思いました」

Guedi, 24歳、エチオピア

Guediが語った人生は痛ましく、結婚が解決策となり得る理由も理解に難くない。彼女の経験は彼女の個人的なものだが、決して彼女だけに起きていることではない。すべての女の子の証言に、その脆弱性のいくつかの形と驚くべきレジリエンスが、共通してみられた。

## 2. 法律の抜け道:「彼女たちの大多数はそれを許容している...」

私たちの調査から別の問題として明示されたものは、SIGI分析のデータが裏付けるように<sup>25</sup>、児童婚の禁止法が女の子の保護に対して効果が極めて低いことである。こうした法律違反は容易に回避でき、児童婚を促すジェンダー規範への対応に重点を置かなければ、法律が変化を起こすには不十分であり続けるだろう。各国の女の子が語ったのは、彼女たちの結婚は国家の法的な登録を伴わないが、結婚はコミュニティと家族では厳粛に執り行われる、または正式な関係とされており、それが許容されているという現実であった。

「(児童婚を)認めない保護者もいますが、大多数は容認し、娘の年齢を18歳以上に見せるよう詐称する保護者さえいます。リーダーは会議でいつも「不正である」と述べますが、結婚が実行されれば常に承認・認証するのです」

Ruba, 20歳、モザンビーク

調査対象国の3分の2において、18歳を法定最低結婚年齢とすることは法的に回避可能であるが、多くの国でその法律が無視されていた。一般的に、保護者の同意・宗教的/伝統的指導者による儀式・当局者の黙認といった要因により、そうした関係を正当化させていた。結果として、女の子は法的・社会的保護のない結婚や関係に置かれていた。



17歳で妊娠し、コミュニティの女の子グループから支援を受けている19歳の女の子、エクアドル  
© Plan International

## アクティビストの 洞察

### 法律が機能しない理由

児童婚に対するアクティビストの法的状況に関する見解は、私たちが話を聞いた女の子の経験とかなり合致していた。ジェンダー不平等を助長し、女の子とユース女性の役割を主に家庭内にあるとし男性より劣っているとみなす、慣習的・宗教的規範が、児童婚の防止・対応への国家レベルの法的枠組みの実施の効果を著しく損なわせていた。

**調査対象者のアクティビストの55%が、児童婚防止のための正式な法律・政策の効果を損なう主要因に慣習的・宗教的信念を挙げた。**

慣習的・宗教的規範が支配的な状況下で、そうした正式な法律・政策の効果的実施が実現できると考えるアクティビストはわずか9%であった。

法律とコミュニティ規範との大きな差が、資金不足や政治的意志の欠如と重なり、法的執行の重大な障壁となっていることは明白であった。保護的な法律が存在しても、その効果は限定的である。



**「当初、[婚姻届受理機関の]担当者は私が若すぎると判断し、婚姻届の受理を拒否しました。その後、彼らはその担当者に金銭を渡した、または説得したかして、担当者は婚姻届の受理し、私が18歳になるまでまだ約6~7ヶ月あるが、問題ないだろうと言いました」**  
Farhana, 21歳、バングラデシュ

児童婚を禁止する正式な法的枠組みが、非公式な規則や伝統的規範に従っていると思われるコミュニティの女の子を必ずしも「対象」にできていないことは明らかである。加害者の責任へも言及されておらず、明らかに法律違反が違反として認識されていないことでさえ多い。



児童婚禁止されていてもインフォーマルな婚姻関係は依然として続く状況で、女の子の権利を提唱する13歳の女の子、ドミニカ共和国  
© Plan International

### 3. その理由:「彼女たちは直面している困難のため、(結婚に)踏み切るしかなかった...」

新法の制定にもかかわらず児童婚を撲滅できない理由は、複雑で多面的で驚くべきことではない。主要要因の多くは先行調査で特定されているが、その詳細が重要である。当事者の女の子とユース女性の考えるあらゆる理由を聞くことで、必須の支援体制と予防策を備える助けとなる。

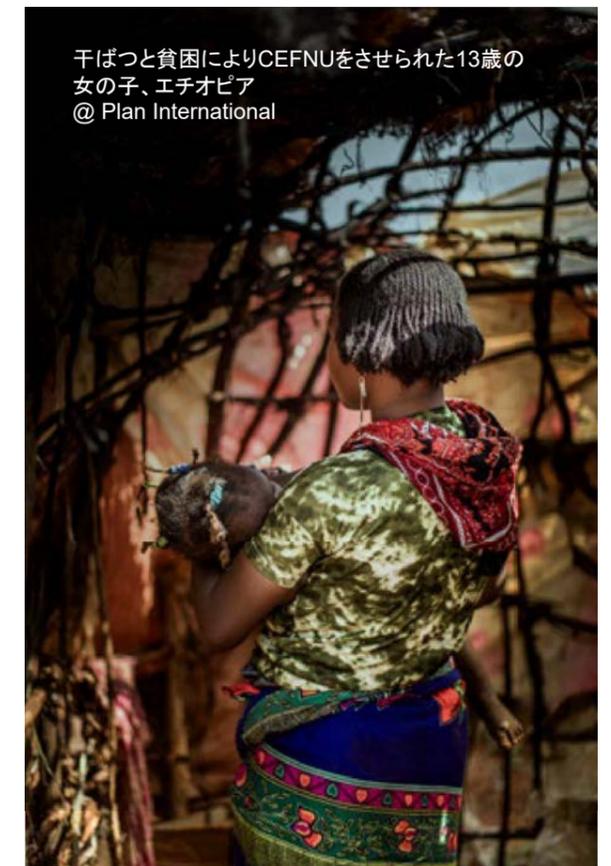
15カ国間で重要な状況の違いは存在するが、彼女たちが、児童婚が続く理由として挙げたものは概ね類似していた。

- **貧困:** 経済的安定を夫から、多くの場合年上の、得ようとするのが、最も多く上がった理由であった。
- **愛:** 主にオンライン、時には学校で育まれることが多い、恋愛関係にある女の子が理由として挙げた。だが、結婚に至るのは家族の圧力によることが多く、長期の交際が家族の恥になると保護者が懸念し、関係を正式にしようと決断するのである。
- **強制:** 結婚が自身に期待されていることであって、それが完全に強制されたものだと語った女の子もいた。
- **望まない妊娠:** 結婚や同棲の理由として頻りに挙げられた。
- **脱出:** 虐待的な家庭環境からの脱出も挙げられた。

また、レイプや虐待を受けた女の子が加害者との結婚を強要される、性暴力がCEFMUIにつながる事例も女の子から挙げられた。

大多数の児童婚に対するアクティビストは、全調査対象国で児童婚が依然広く起きている原因として、根深い文化的・社会的期待を指摘した; それは単に「普通」のことだという、ジェンダー的な期待が今も女の子の生活を支配するのだ。

**「多少の改善はみられますが、依然として大多数の保護者が、女の子は学業より結婚と母性を優先すべきだと考えています。一方で、男の子は教育を受け、家族を養うことが期待されています」**  
Abrhet, 24歳、エチオピア



干ばつと貧困によりCEFNUをさせられた13歳の女の子、エチオピア  
@ Plan International



収入創出のために縫製の見習いをしている17歳の女の子、トーゴ  
© Plan International

## 貧困

最も差し迫った児童婚の直接的原因は貧困であった。紛争や気候変動により悪化することが多い経済的不安定は、各国で要因となっていた。女の子は家族の負担を軽減するため、パートナーからの経済的支援を求めている。カンボジアでは貧困が多くの女の子に急速に進展する関係を強いら、望まない妊娠を招くこともあり、その後保護者が関与し結婚を促すという。それは珍しいこととみなされない：女の子の母親・姉妹・他の女性親族・友人の多くも子どものときに結婚しているのだ。そうした婚姻関係はコミュニティで認知されるが、通常は正式な法的登録を欠いている。

貧困に陥った女の子とその家族は脱出の道を模索している中、彼女たちを多くの場合、年上の男性が搾取する。ナイジェリアで女の子は、自身が家族の「経済的負担」と感じ、教育よりも結婚による経済的安定を求めると述べた。コロンビアのBrendaは、保護者が経済的負担の軽減のために児童婚を容認すると示唆した。

「まるで子どもを家に留める責任を放棄するかのように、その状況を容認する保護者もいます」

Brenda、23歳、コロンビア

トーゴで、女の子は通常13歳～17歳で家族の貧困を緩和するため結婚に至る、または強制的に結婚させられ、相手は概してかなり年上の男性である。ウガンダでも同様の状況がみられ、女の子は経済的困窮だけでなく、時に虐待的な家庭環境も伴い結婚に至る。

「家庭で必要なものがえられなかったから、家を出ることにしたの...自身がすごく苦しんでいることに気づき、人生が何か変わりました...大多数の女の子は、自身と同年代じゃない男性と結婚しています。ただ、日々の生活のなかで直面している困難を理由に、家を出ることを決めるのです」

Dembe、23歳、ウガンダ

彼女たちの多くにとって結婚は、期待した解決をもたらさなかった：彼女たちは貧しいままで、以前よりも一層困難な状況に置かれることが多い。

## 恋愛と結婚

本調査結果で特筆すべきものの1つは、女の子の多くが愛のための結婚について言及したことだ。保護者の監視外で恋愛関係の構築を可能にするソーシャルメディアが、その主要因である。アジアとラテンアメリカの女の子は、ソーシャルメディアのプラットフォームで将来の夫と出会ったと一貫して述べた。カンボジアの地方部に住む16歳のCheataは、Facebookで夫と出会ったという。「彼が友達リクエストを送ってきて、それを受け入れたの」。インドネシアの16歳AdindaもFacebookで夫を見つけ、「WhatsAppの番号を交換した」ことが関係の始まりだと述べた。同様に、エクアドルの22歳Xiomaraも言及した。「ソーシャルネットワークを通じて出会いました」。児童婚はもはや家族の取り決めに根ざした伝統的慣習だけではなく、女の子が力を得たと感じつつも脆弱であり続けるデジタル上の関係により、形成されることが急増している。

「最近では、大多数の恋愛関係はオンラインで始まり、コミュニティ内では少なくなっています」

Lopa、20歳、バングラデシュ



月経と児童婚に関する有害な慣習に挑むプログラムに参加する16歳の女の子、バングラデシュ  
© Plan International

Facebookなどのオンライン上で、保護者の監視なしに出会うことは、結婚の可能性を下げるものではなく、それどころか、支配や強制に遭う危険を高め得る。多くの場合、女の子はずっと年上のパートナーが提供する愛と安全という幻想の下、結婚を「選択」している。伝統的な取り決めによる結婚における力関係の不平等と酷似している。テクノロジーで行動は変わらない。オンラインであっても、年上の男性は女の子の情緒的・経済的脆弱性を依然として搾取し得る。家族の取り決めによる結婚からデジタルメディアから成立した結婚への移行は、新たな介入策の形態と、女の子の新たな主体性の感覚の根底にある複雑な問題へのより深い認識を必要としている。

そうした複雑性の1つに、女の子が恋愛結婚と認識するものと、家族の恥を避けるための保護者の期待に沿った結婚との重なりがあり、保護者は娘の評判と自身の評判を守るため、結婚を正式に成立させようと焦るのだという。バングラデシュで、何人かの女の子が彼氏との結婚を迫られていると感じていると述べた。それは彼女たちへの期待であったが、同時に彼女たちは恋をしていたのだ。

「現在、大多数の結婚は家族による取り決めではなく、恋愛関係を通じたものになっています。家族の関与は減り、恋愛関係が結婚に至る場合が増えています。保護者は名誉の喪失を恐れ、懸念から娘を18歳未満で結婚させようとします。彼らにその行動へと駆り立てたのは、私たちです。以前は、娘たちは早い結婚を望んでいないのに、保護者が結婚を取り決めようとしたものでした。今は、若くして結婚したいと望むのは娘の方です」  
Farhana, 21歳、バングラデシュ

女の子が自身の関係を恋愛結婚とみなすことに関し、ソーシャルメディアは新しい重要な要素として存在している。だが、きっかけが何であれ、それらによる結婚も伝統的価値観への遵守とも結びついたものである。多くのコミュニティで、婚姻関係外で10代の女の子が性的関係を持つことは非難の対象となり、児童婚の奨励は、コミュニティと家族の支配権の維持に役立つのだ。

15カ国で全体的に、女の子は個人の目標や学業・キャリアでの成功より、妻や母親としての役割を重視されている。恋愛結婚の場合でさえ、彼女たちは確立されたジェンダー的役割に落とし込まれ、通常、従属的なパートナー・母親・家事労働者となる。彼女たちの多くが後悔を示し、全員が自身の子どもの児童婚を拒否した。

### 強制

① 4名に1名の女の子(25%)は結婚の決定に一切の発言権もなかったという。

強制はさまざまな形で起こる: コミュニティの規範や期待が女の子を結婚に陥らせることもあるが、その圧力が一層恐ろしい形で行使されることもある。

「私の知っている女の子の親は、娘を結婚させることでお金を受け取り、彼女は結婚したくなかったのに、彼女は実家から強制的に連れ出されてしまいました」  
Chikondi, 22歳、ザンビア

ネパールのSaritaは、ある夜、現在の夫を含む複数人の酔った男が実家に押し入り、強制的に結婚させられたという。当時、彼女はボーイフレンドと6カ月交際していたが、男たちは彼女が彼女の家族に恥をかかせていると主張したという。

「[夫と私は]よく電話で話していました。高校2年生の試験の終了後、私は彼に結婚しないと伝えました...酔っ払った彼らはドアを壊して入ってきたのです。村で家族に恥をかかせることになるので、私は結婚しました」  
Sarita, 24歳、ネパール

Saritaは当時のボーイフレンドと結婚したいと思っていたが、20歳か21歳になるまではするつもりはなかった。彼女は、結婚の始まり方はともかく、関係自体に問題はなかったと述べた。同じくネパールのRubiは異にはめられたと感じている。彼女は見知らぬ男との結婚は望んでいなかったのに、夫が彼女の親に対して感情的な脅迫をして、結婚を受け入れさせた、と語った。

「彼は私の両親にこう主張し始めたのです。「あなたたちの娘と結婚させてくれ。でないと自殺する」。この圧力により、両親は私がまだ16歳の時に結婚を承諾したのです...彼らは私に結婚の意思を尋ねませんでした。私の気持ちを理解しようともせず、代わりに、「なぜ結婚したくないのだ、他の男の子が好きなのか」と彼らは私を責め始めました。私は、好きな人は誰もいなくて、こんな若くに結婚したくないだけで、勉強を続けたい、と答えました。でも彼らは私の話に聞く耳を持ちませんでした」  
Rubi, 19歳、ネパール

ニジェールでは、女の子が家族の圧力や未婚のステイグマを回避するために結婚するだけでなく、女の子の性的感情が制御不能になることに対する懸念が根底に存在するという。処女性が尊ばれているのだ。Hadizaは18歳未満の女の子を嫁がせる理由によく挙がるものに、「彼女たちが感わされることなく、処女のまま嫁がせるため」があると述べ、Saranも似た考えを示した。

「落ち着きがなく、男の後をついていく女の子は、安全のために嫁がされます」  
Saran, 21歳、ニジェール

児童婚の危険性を描いた自身の絵画を持つ17歳の女の子、ネパール  
© Plan International



女の子が性的に制御不能になることに対するその懸念は、ニジェール以外でもみられる。

「保護者は自分たちで娘の性的行動を制御できなければ、娘がそれに夢中になってしまうことを恐れているため、彼らは相手が誰であれ、娘が15歳で結婚することを望みます。その結果、私たちのコミュニティでは女の子を15歳で結婚させるのが一般的です」

Foziya, 18歳、エチオピア

カンボジアでも、コミュニティの期待が児童婚を促している。何世代にもわたり児童婚は「普通」とされ、抵抗するのは難しい。女の子が月経を迎えると結婚適齢期と見なされ、伝統的な儀式を経ずに男性と同居することはスティグマ化されており、儀式前に女の子が子ども産むと非難が一段と強まる。

グアテマラのJuliaは14歳で妊娠し、インフォーマルな結婚に至ったが、その後離婚し学業を続けているという。Patriciaも15歳で年上の男性と結婚されたという。インフォーマルな婚姻関係、特に年上の男性との、は多く起きており、若年での同棲関係の広範な一般化を反映している。女の子は彼女たちの若過ぎる年齢での婚姻関係の開始を強制であると描写することが多かった。

地域全体で強制の形は、時にそっと、時に露骨な形で存在する。



暴力・10代の妊娠・児童婚撲滅のための運動をコミュニティで展開している17歳の女の子、エクアドル © Plan International

ザンビアのAlinafwelは、同居していた叔父に彼女が搾取されたことを語った。

「彼は時々私の制服を隠して学校に行かせないようにし、彼の畑で仕事をさせられました。その後、隣人が叔父に接触し、私を彼らの息子と結婚させたいと申し出ました。この結婚は両親の同意なしに行われました。私は13歳で、夫は25歳でした。両親は私が嫁がされたことを知りませんでした」

Alinafwel, 21歳、ザンビア

インドネシアのDilaは、姉の取り決めによるCEFMUIにより、15歳で20歳の男性と結婚させられた。夫は身体的・言葉による虐待を彼女に与え、2人は結婚から3日後に別れたという。

「私の悪口を夫に言いふらした人たちがいて、彼はそれを信じました。また彼は彼の家族から私と離婚しろと言われたそうで、それが彼の[私と離婚したかった]理由よ。私は言ったの、『私が結婚に同意しなかった]時、私を実家に帰せばよかったのに』って」

Dila, 16歳、インドネシア

① 結婚生活で身体的・精神的・性暴力を受けたと述べた27名の女の子の内、11名は結婚の決定に一切関与できなかったとも述べた。

女の子は早く結婚し、家事に素早く適応し、夫や義理の家族に従順であることが求められ、それには出産への圧力も含まれる。たとえ恋愛結婚だと主張する場合でも、彼女たちは未知の世界へ踏み出すことになり、ほとんどの場合、自由なインフォームド・コンセントは不在であった。結婚前/婚姻関係に入る前に女の子に押し付けられることの多い圧力は、その後の彼女たちの関係性をも特徴づけ続ける。

「結婚したら夫の道に従わねばならない、と人は言います」

Chitrakala, 24歳、ネパール

女の子は児童婚をコミュニティの期待であり、また、自身への審判とも捉えていた。女の子たちは、経済的必要性・妊娠・家族の名誉の保持など、さまざまな理由で結婚への圧力を感じている。結婚後もコミュニティから全体的に厳しい目で判断され続けていると感じているという。余りにも若くして結婚した・学業を怠っている・学業を続けるべきではない・避妊すべきではない。彼女たちは何をしてもコミュニティの圧力から抜け出せないのである。



新しい世代の先住民のユース女性の1人であり、児童婚を許容しない24歳のユース若い女性、エクアドル © Plan International

## アクティビストの洞察

あらゆるキャンペーンを行っても児童婚が今も続く理由

アクティビストとの調査は、調査対象者の見解と経験を裏付けた。女の子は期待されていることを行っているのだ。

- ① アクティビストの60%が、児童婚の主要因として根深い文化的・社会的期待を挙げた
- ② アクティビストの45%が、妊娠を児童婚の主要因の1つと認識している
- ③ アクティビストの40%が、経済的困難を要因の1つとして挙げた
- ④ アクティビストの33%が、既存の児童婚禁止法の効力の弱さを指摘した
- ⑤ アクティビストの54%が、過去10年間で児童婚の発生が拡大したと考えていた



この現状は憂慮すべき事態であり、対応が求められる。世界的な結婚率に関する公式データは低下傾向を示しているが、調査対象国で児童婚の発生率の高まりが感じられることは無視できない。女の子の多くが、彼女たちは保護者と同年齢かそれより若くして結婚したと語り、アクティビストの間では、法的な進展や啓発活動がみられても、現在の世界的な女の子と女性の権利後退に助長され、基盤となっている規範の一部が影響力を高めているのではないかという懸念が示された。この慣行は秘密裡に行われている可能性もあり、正式な婚姻登録がインフォーマルな婚姻関係に置き換わることで、実際の発生状況を隠蔽している。

## 4. その後は: 女の子の結婚生活の経験

調査参加者が結婚した理由はさまざまだが、既婚/婚姻関係に入ることが、彼女たちの日々の生活や将来の夢がどんな影響を受け、どう時間を過ごし、家事労働の中に可能性を埋もれさせてしまうのか。彼女たちの声をいかにして聴いてもらい、彼女たちが支援されるべきか。それらは児童婚の調査で未開拓の領域である。

私たちは家庭で既婚の女の子が日々の生活で担う役割を詳細まで捉えた。彼女たちは教育の享受または欠如や、SRH情報とサービスの入手・利用について語った。また、彼女たちは孤独感・誰が何を決めるかという婚姻関係上の力関係・将来への望みについて論じ、婚姻関係が崩壊した場合に起こることを説明した。

本セクションでは、結婚生活とそれに関連した女の子の経験について、精神的健康・離婚・教育・SRHR・健康・不平等な力関係・意思決定の点から検証した。

### 児童婚の心理的影響: 「私は多くのものが欠けています...」

女の子の多くが、結婚生活下の日々の状況が自身の精神的健康に及ぼす影響について語った: 彼女たちは孤独で、外出ができず、打ち明けられる相手がいないことが多い。

「打ち明けられる相手がいないことに気づいて、それで、とても心が痛くて、苦しいのです」

Bomo, 18歳、トーゴ

各国で、女の子が一旦結婚すると家事の諸責任を背負っており、そうした家庭内の責任は大変重く、他のことに充てる時間はほぼない。

「ええ、結婚前は、楽しみがたくさんあって、多くのことを考える必要もなく、しなければいけない仕事は何かとかも考えなくてよくて、ただ面白かったり楽しいことだけ考えていました。でも結婚後は、仕事や娘のことなど、考えなければいけないことが多いです」

Chanta, 16歳、カンボジア

また、他人である夫の家族との同居生活のストレスもあり、時に彼らは助けてくれず、虐待的であり得るという。

「結婚後、私は自立して家事をこなす責任を負わなければいけません。義理の家族は理解力が乏しい人たちなので、すべての家事の責任を私が負いました。彼らが理解を示してくれていたなら、私がすべての負担を負わずに済んだかもしれません...家事をこなすことがこれ程大変だとは思いませんでした」

Manita、22歳、ネパール

結婚が学業の終了を意味し、就労や訓練の機会が得られない場合、女の子の孤立感は一層深刻化する。家事の責任は、友人との交流や余暇活動への時間を制限し、彼女たちは自分の存在の意味と価値を家事の責任からしか見いだせなくなる。彼女たちはまだ子どもであり、そうした状況が精神的健康に及ぼす影響は認識されないことが多いため、1人でもがき続けるしかないのだ。彼女たちの多くが自分の生活がいかに制限されてしまったかに気づき余りに若くして結婚したことをどれ程悔やんでいるかを口にした。

「結婚後、苦しみが増しました。あの人と幸せになれると思っていましたが、それは間違いだったと思い、後悔しています」

Ladfa、19歳、トーゴ



トーゴ

## 現実の選択、現実の生活: Ayomide、トーゴ<sup>26</sup>

Ayomideは、出生～18歳までの女の子の生活の追跡調査「現実の選択、現実の生活」の調査参加者だった。

Ayomideは15歳でまだ小学校で学んでいたが、父親が学費を払えなくなり、中途退学した。彼女は放棄されたと感じた。

「[父は]ちゃんと面倒を見てくれない...私を養うお金がないと言います[...]時々、父が入れ替わったような気がして、父の私に対する態度を考えると、涙が出ます」

Ayomide、15歳、トーゴ、2021年

程なくして、彼女はボーフレンドと同居を開始し、16歳になる前に結婚した。結婚から1年以内のAyomideが17歳になった直後に彼らに子どもが生まれた。しかし、その年に彼女の夫はその後2人目の妻を迎え、その妻は2024年初頭に子どもを出産した。

Ayomideが家を去って結婚するという決断は、家族に支持されず、関係は一層悪化した。Ayomideはもう家族からの支援を得れないと感じていた。

\*\* 同時に行われた活動は個別に数えられた。例えば、ある女の子が育児を1時間行いつつ調理を1時間行ったと回答した場合、それは2時間の無償のケアワークとして数えられた。



3世代の女性たち、トーゴ  
© Plan International/Izla BethDavid

2024年、Ayomideの叔母は彼女の人生選択、特に一夫多妻制の結婚生活に不快感を示した。

「夫が2人目の妻を迎え、先日その妻が子どもを産んだと聞きました。彼らは皆子どもで、結婚したばかりなのに、また別の妻を迎えて、それで全員と一緒に暮らしているなんて」

Ayomideの叔母、トーゴ、2024年

叔母は不快感を示しながらも、Ayomideがどんどん孤立していくことを懸念し、彼女の精神的健康を心配していた。Ayomideは明らかに幸せではなく、夫が再就学か職業訓練の受講を支援してくれるのを願っていたが、2番目の妻が来て、彼にはその余裕がなくなった。

「出産後、何か仕事を探すべきだったのに何もなくて、ここにいて何もしてなくて、それが私を悩ませます[...]友人はみんな商業を学んでいるのに、私はここにいるだけです」

Ayomide、18歳、トーゴ、2024年

2024年、Ayomideは1日に22時間の無償のケアワークを行っていると回答した<sup>\*\*</sup>。1日の内12時間を娘の世話に費やし、驚異的な同時作業として、残りの10時間を調理・掃除・他の家事責任に充てており、また彼女は、義母の市場露店の仕事もこなしていた。

私たちが話を聞いた女の子の多くと同様、Ayomideも家事・育児・義理の家族への義務の優先が求められていた。彼女の幸福や教育を享受する権利は二の次である。彼女の場合は欠如していた家族や友人からの支援が必須であり、同様に公的な支援も重要であることを示している。利用可能な保育施設と教育助成金があれば、学習・収入創出・余暇の時間ができ、彼女の機会と幸福は増すだろう。

「お金を稼ぐための時間と、友達としゃべってアドバイスし合う時間が欲しいです」

Ayomide、18歳、トーゴ、2024年

以下の報告書より抜粋:

<https://plan-international.org/publications/out-of-time/>



別居と離婚:「彼女は反逆者と呼ばれるだろう...」

❗ 調査対象者の女の子の4分の1以上(28%)が婚姻関係を解消していた

別居や離婚に関するデータは広範な文献上でほぼ存在しないが、調査対象者の女の子の4分の1以上がパートナーのもとを離れ、大多数は実家に戻っていた。これは大変な勇気と決意を要する決断である。そのなかには子どもがいる女の子もあり、経済的自立が可能なスキルを持たず、自身を養う手段がない状況で、関係を解消するのは困難である。

全対象国で挙げられた事項は、離婚に伴うスティグマ・コミュニティの厳しい目・経済的困難であった。だが、困難は残るものの、人びとの考えが変わりつつあるコミュニティも存在するようだった。エチオピアのFateは楽観的であった。

「離婚は夢の実現の妨げにはなりません。離婚した女の子は学業に戻り、事業に取り組み、新たな人生を歩むことができます。なので、離婚した女の子に絶望しないでと励ましたいのです。明日はまた新たな日ですから」

Fate、18歳、エチオピア

離婚後も、女の子も多くは自立性の制限を、特に実家で受ける。自身で生計を立てている場合でも、経済的に不安定な状況であることが多い。



ユースと協力して児童婚に挑む、24歳の児童婚に対するユースアクティビスト © Plan International

「離婚後に経済的に自立した女の子も何人か知っていますが、一般的に、離婚後女の子は何かの行動を起こしたり、自立する力がないため、一層経済的に困窮しています。現実の社会での経験がない10代の女の子が1人で暮らすのは、悪夢のようなものになり得ます」

Kedja、24歳、エチオピア

ウガンダでは好ましい変化がみられ、Zesiroは元夫と別れて得た自立について言及した。ザンビアのAlinafweも同様である。

「結婚生活では、何をすべき/すべきでないかを言われましたが、今は自身で決めることができます」

Alinafwe、21歳、ザンビア

しかし多くのコミュニティでは、スティグマの克服は困難で、離婚は許されていないという。トーゴでは、たとえ暴力が起きている場合でも、コミュニティは離婚をさせないようにしている。別居した女の子は、「淫ら」や「教養がない」と烙印を押され、社会的排除を受けることが多い。同様にネパールでは、家庭単位の維持が重んじられるため、離婚や別居は極めて稀で、スティグマを受けることになる。15カ国全体で、採ることができる法的選択肢に関する認識はほぼみられなかった。

離婚後の支援の確保には保護者が鍵となることを、女の子たちは認識していた。ザンビアの17歳Chandaは、婚姻期間は元夫の収入に依存していたが、現在は母親の農業と焼き菓子の販売による収入に頼っていると語った。母親が起業を支援してくれたと語った他の女の子もいた: ウガンダの21歳のKabiiteは母親の資金提供により開始できた、小規模な食料品店を営んでおり; ザンビアの19歳のZambialはエチオピアの18歳のFate同様、トマト販売業を営んでいる。インドネシアの17歳のPutriとザンビアの18歳のChisengalは、両親の支援を受けていた。他の離婚した女の子は年上の女性親族に頼っており、一般的に女の子は家族・友人・隣人からお金を借りていた。

「現在、私は家族と同居し、元夫からは支援が全くないので家族の支えに頼って生活しています。自身と子どもを養うために仕事を始めたいと考えていて、コーヒーショップやカフェ等の事業を営むために必要なスキルを持っているため、そのようなお店を開業したいと思っています」

Zeynaba、20歳、エチオピア

離婚した女の子は困難を経験しているが、支援が得られる場合、既婚の女の子より経済的自立を獲得できることが多い。

だが、離婚は容易ではない。インドネシアの女の子は離婚の流れについて議論し、Adindaは姉の経験を基に、女性だけが離婚を望む場合の流れを説明した。

「Pambayung(伝統的指導者)に叱責され、反逆者呼ばわりされるでしょう...男性が離婚を望む場合は、即座に成立します。女性が100回離婚を求めても、夫が望まなければ叶いません」

Adinda、15歳、インドネシア



17歳で結婚し、離婚後、スタイリストとして訓練を受けた現在21歳の女の子は子どもと弟妹を養っている、カンボジア © Plan International

ネパールのBinitaは13歳でCEFMUをさせられ、虐待的でアルコール依存症の夫から離れるのに苦勞し、両親の支援により、最終的に彼女は離婚できた。Binitaの問題はそこで終わらず、彼女の決意も変わることはなかった。

「離婚の証拠なんてなく、1枚の紙切れしかなかったんです。その紙は彼の村で作成されたもので、そこには、私が再婚したら彼は法的措置を取れると書かれているのに、彼が再婚した場合には私は何もできないとされていました。不公平なので私はそれを破り、「両者に平等に書か、さもなければ書くな」と言いました」  
Binita、15歳、ネパール

ジェンダー平等は離婚には適用されず、男性は離婚して再婚できるが、女性と女の子にはすべてが闘いである。

女の子の発言からは、離婚した女の子への経済的・教育的・心理的支援は極めて求められていることがわかるが、彼女たちのニーズは対応はおろか、注目すらされていない。現状データは、彼女たちが彼女たちの支援に対する意志・リソース・スキルを持つ家族(通常は母親)に頼っていることを示している。しかし、全員がそう幸運な訳ではない。彼女たちの語りから、結婚した女の子が離婚する場合の最低限の法律や、扶養料や養育費を得るための法律の効力の弱さが、離婚者に対するスティグマを持つ既存の文化的規範とどう悪影響を強化し合っているかが読み取れた。離婚した女の子の状況に対する認識を高め、技能訓練と経済的支援を提供することは、調査が必要な分野である。

「主婦だとほとんどお金がないので、子どもを連れて離婚したら、どうやって食べてさせていけばいいのでしょうか...なので、私は子どものために結婚を続けるの」

Kabiite、21歳、ウガンダ

教育:「何の意味があるの」と思う女の子もいた

女の子の多くにとって教育は重要であり、教育がよい未来を築く助けになると認識してはいたが、既婚の女の子の学業継続に対するコミュニティの支援は、さまざまであるという。

「彼女は結婚しているのに、なぜ勉強するのか」と考える人もいます。多くの家庭は経済的に苦しく、教育費を払えません...大半の人は肯定的な発言をしますが、「彼女は結婚しているのに、なぜ勉強するのか、意味があるのか」と疑問を呈する人もいます」

Pushpa、18歳、バングラデシュ

一般的に、女の子は、学業の継続は家庭内労働や家族の世話という主要な責任の放棄であるとみなされると述べた。

「ええ、家事をきちんとできていないから、結婚と学業の両立などできない、と人びとは言うでしょう」

Zaynab、23歳、ニジェール

ドミニカ共和国では、調査参加者は結婚後も女の子は自身の学業継続のために努めるべきだと考える一方、育児の負担とコミュニティの厳しい目がそれを困難にし得ることを認識していた。15歳のFernandaは「大多数の人は多くを語りませんが、「結婚するには若過ぎる」や「勉学に励むべきだ」と言います」と述べたが、そこら中でそうした意見が必ずしも既婚の女の子の教育支援につながる訳ではない。

「前学年はどうか卒業できたけど、妊娠したから続けられないって先生に言われました。どの科目も成績はよかったのに、今年はその先生に落第させられました」

Francia、17歳、コロンビア

女の子が一旦結婚すれば、ジェンダー規範により教育はほぼ優先されなくなる。家事より勉強したがる女の子は非難される。グアテマラのJuliaは、男性が女の子を支配し、教育の制限を試みるが多いことに言及し、こう付け加えた。

「母親の私たちが学び続けることを快く思わない人びともいます。でも家に居続けられるという同じ権利を全員が持っている訳ではないから、学び続けることを応援してくれる人たちもいます。私たちは夢を持ち続けるべきですから」

Julia、24歳、グアテマラ

しかしその難しさは場所によって異なる。

「私たちのコミュニティでは、結婚した女の子の中途退学はよくあることで、それは学業と家事という二重の責任の両立が求められるためです。都市部では結婚した女の子も就学ができます」

Fate、18歳、エチオピア

また、一部の女の子、特に障害を持つ女の子、にとってそれは一層困難であるという。エクアドルの17歳のMariaは妊娠を機に中途退学したが、復学を考えていたという。しかし妊娠後、彼女は慢性疾患を患い、移動に制限が生じるようになった。医師は、通学路が悪路で危険だと助言した。彼女はほぼ2年間、教育を受けられなかったという。



児童婚の撲滅への提唱活動を行う、Girl Engageプログラムのメンバー、ニジェール © Plan International

トーゴの多くのコミュニティでは、既婚の女の子には正規教育は不適切とみなされるが、美容師や裁縫等の職業訓練は受け入れられることが多い。何人かの参加者もそれを望んでいたが、職業訓練に参加するための資金や支援制度の欠如が障壁であるという。似たように、ネパールの訓練機会を求める女の子は家庭内の責任により拘束されているという。22歳のRoshaniは、就労の可能性を広げるため縫製と機械操作技術を習得したい、が、その機会がないと語った。SumanaとBinitaは、Dali<sup>27</sup>であるため、他の人が受けられる訓練支援を自分たちは受けられないと述べた。

「復学して、1学年上の同級生に会うのは、とても恥ずかしいと考えてしまうでしょう、実際、私は恥ずかしかったです」

Maria、17歳、エクアドル



仕立て屋で働く22歳のユース女性、ネパール  
©Plan International

## アクティビストの洞察

### 既婚の女の子の学業継続・再開に必要な支援は何か

児童婚に対するアクティビストの調査から、結婚した女の子の学業継続の支援のための、いくつかの重要な戦略が特定された。結果から、啓発と経済的支援への重点を置くことが必要とされ、優先順位の明確な階層化が示された。

- ➔ 回答者の44%が、女の子とその家族を対象とした啓発プログラムを最優先事項とした
- ➔ 回答者の26%が、奨学金を含む条件付き現金給付を最優先事項とした
- ➔ 回答者の18%は彼女たちに合わせた職業/技能訓練を最優先事項とした
- ➔ 回答者の11%は通学・柔軟なスケジュール・保育サービス等の、学校からの支援を最優先事項とした

啓発プログラムの強化が、意識改革と教育の価値の認識強化が再就学に必要なものであるという認識が広範に存在していることを示している。コミュニティや家族の支援なしでは、女の子は復学に対し、財政的支援が果たす役割においては克服できない、重大な社会的障壁を経験する可能性がある。



10代の妊娠と児童婚に関する啓発活動に取り組むChampions of Changeプロジェクトのメンバー、モザンビーク  
© Plan International



ドミニカ共和国



## 現実の選択、現実の生活: Griselda、ドミニカ共和国

Griseldaは、出生～18歳までの女の子の生活の追跡調査「現実の選択、現実の生活」の調査参加者だった。

Griseldaは13歳で結婚し、7歳年上の夫とソーシャルメディアで知り合い、家族には気づかれずに、交際を始めた。2020年1月、Griseldaは妊娠していることに気づき、密かに結婚した。

「皆が寝静まった後、彼女はこっそりと家を出て、彼と行ってしまいました...私たちは探しに出て、彼女が結婚してしまったのを知ったのです」

Griseldaの姉妹、ドミニカ共和国、2021年

Griseldaは妊娠した年に中途退学したが、出産後、その決断を後悔していた。夫と共に彼の両親と同居して始めてから、Griseldaは8年生に復学し、今回は遠隔学習による就学だった。約1年振りに学業を再開するには困難を伴い、それは遠隔学習が信頼できる技術を必要とするだけでなく、それが常に簡単に受け取ることができるものでもないからだ。

「携帯電話が壊れたので、パソコンを使って遅れて始めました、とても遅れています[...] 追いつかないと、かなり遅れをとっているのです」

Griselda、15歳、ドミニカ共和国、2021年

別の大きな問題は育児であった。Griseldaは学校の課題をする際、夫の友人に息子を預けられるときもあったが、歯が生え始めて母親を求め泣き叫ぶため、中断せざるを得ないことが多かった。

Griseldaは学業に励み、18歳までにドミニカ共和国の義務教育課程を修了した。彼女は対面授業と遠隔学習の混合型高校卒業資格プログラムPreparaの2年生次に在籍していた。Griseldaは日曜の午前7時～12時まで授業を受け、平日は銀行でのパートタイムの仕事と息子の世話と両立させていた。日々の日課は過密だったが、彼女は高校卒業資格を取得し、大学で医学を学ぶことを決意していた。

「遅れを取ったままではなく、人生で何かを成し遂げるために前に進みたいです」

Griselda、15歳、ドミニカ共和国、2021年

Griseldaは自身が教育を修了できたのは家族のおかげと考えている。夫は全面的に支え、義理の家族も育児を手伝ってくれたという。息子が就学前施設に通い始め、彼女は格段に楽になったが、無料の保育サービスの選択肢が増えれば助かると考えていた。また、Preparaの学費が無料であることの重要性を訴え、そうでなければ学業の継続は不可能であったと示唆した。

Griseldaは、既婚の女の子にとって学業の再開に対する障壁が、克服が困難なものであるのを私たちに理解させた。並外れた決意が彼女にそれを可能にしたが、彼女1人では成し得なかった。彼女の物語は、存在しなければならない必要な要素を示した: 励ましと育児支援を提供する家族内の非公式な支援体制・柔軟な授業時間・無料講座・(可能なら)良質な機器を用いた遠隔学習。

以下の報告書より抜粋:

<https://plan-international.org/publications/out-of-time/>



## SRHR: 「妊娠したから結婚しただけ...」

女の子の生殖医療一般と特に避妊手段の利用は、彼女たちの結婚生活の方向を決める別の重要な要素である。包括的性教育(CSE)は学校の科目から欠落していることが多く、大多数の女の子の結婚前のSRHIに関する知識は極めて限定されていた。妊娠が児童婚の主要因の1つであることは驚くべきことではない。一旦結婚すると、彼女たちは子どもを持つよう強い圧力をかけられ、多くの婚姻関係で避妊は議論を生む問題となる。女の子は避妊手段を常に容易に入手できず、彼女たちが避妊具の利用や子どもを持つ計画を立てられるかは、大抵夫か場合によっては姑の裁量に委ねられる。

「家族計画サービスは、夫に伝えてから行かなければいけません。サービス提供者でさえそう言います」

Yacine、22歳、ニジェール

一般的に、女の子は避妊具を使う前に夫の承諾を得なければいけないと感じていた。ネパールとバングラデシュでは、避妊手段は存在するが、義理の家族が子どもを望む場合、女の子は従わなければいけないという。また、ドミニカ共和国の17歳のArianaは、夫が子どもを欲しがったので、産まなければならなかった、と語った。インドネシアのSamiyahのように、避妊法の使用を隠す女の子もいた。

「ええ、[夫は]避妊法は使うなって...4年毎に子どもが欲しいと言いました。でも疲れているのは私で、家族を支えているのも私です。避妊したいです。まだ子どもは増やしたくなくて、今いる2人をまず育てたいのです」

Samiyah、23歳、インドネシア

ネパール・ザンビア・エチオピアでは、結婚後数カ月で子どもを産むよう圧力をかけられ始めることがあるという。彼女たちの多くが、それが家族やパートナーからの言葉による虐待や攻撃に至ると指摘している。

「数年間子どもができず、家族がいつも「まだ子どもがいらないが、不妊症なのか、一生子どもを持たないままになるだろう」などと言ってきました。彼らは私に強い圧力をかけていました」

Manita、22歳、ネパール

カンボジアの女の子の反応はさまざまで、18歳未満の女の子は生物学的に未成熟であるとコミュニティから認識されていると述べた人もいれば、それに疑念を持つ人もおり、いくつかのコミュニティではこう考えられている。

「...年が上がるにつれて妊娠・出産が難しくなるため、若い年齢で子どもを持つのはよいことです」

Nita、17歳、カンボジア

ウガンダのほぼ全員の参加者が、既婚の女の子が子どもを産むよう圧倒的な圧力を受けていると訴えたが、抵抗する人もいるようだ:

「夫は私に避妊法の使用を許しません。でも私は内緒で使っています。この件は決して2人で決められません」

Judith、23歳、ウガンダ



2歳の娘と10代の母親、ウガンダ  
© Plan International

ナイジェリアでは、子どもは神の意志によるものであるため、コミュニティや親族が女の子に圧力をかけることはない。と何人かの女の子が述べ、また、避妊は否定的に認識されていると指摘した女の子もいた。

「私たちの親からすれば、避妊は外国人(白人男性)が持ち込んだもので、不適切であるそうです。でも私たちには問題なく、人生に安らぎをもたらすものです」

Asmau、19歳、ナイジェリア

トーゴでの出産に対する圧力は強いという:

「結婚して子どもを産まなければ、人びとは嘲笑し、女性として役立たずだと考えます... [コミュニティ住民は]不妊症だと言ったり、金銭を得るために子宮を売ったとか、呪われているとか言うでしょう」

Tatiana、21歳、トーゴ

グアテマラでは、女の子は出産を迫られはしないが、妊娠したら結婚を強いる圧力があるという。だが、15歳で結婚した19歳のPatriciaは、避妊具の使用は望ましくないと考えられ、女の子が子どもを産むのを多くの人が望むと指摘した。

カンボジアとコロンビアは、女の子の自立性が高かった: 家族計画の決定は、1人または、パートナーの関与がほぼない状態でされていた場合が多かった。ただし、パートナーの抵抗が依然として発生する事例もみられた。

教育を継続している女の子のほぼ4分の3(71%)がSRHサービスを利用していた。

私たちの調査は、全体的に、教育と雇用の機会がSRHサービスへの利用率を改善し、女の子が自身の身体と人生の主導権をより持てるようにしていることを示した。就学・就労していない女の子は、利用がより困難であった。



ユース女性の母親と赤ちゃん、エチオピア  
© Plan International

女の子自身によるそれらの重要な洞察は、特にSRHRに関して態度や法的枠組みを形成しつつある反動的・保守的・宗教的影響力の強化を懸念する文献上の知見を裏付けていた。この事実は認識・挑戦されなければならない。大部分が望まず違法な結婚/事実婚へとつながる望まない妊娠と、子どもの数や時期に関する意思決定への関与の欠如は、女の子の権利の許容できない侵害である。

### 健康問題:「お金がなくて...」

女の子の多くにとって利用できないのはSRHサービスだけでなく、医療全般の利用が問題となっている。疎外された女の子、特に障害を持つ人、は、必要な良質な医療サービスを受けるのに苦勞し、その費用を払えない場合が多い。

手に支障を持つウガンダの23歳のDembelは、経済的リソースがないため必要な時でも病院を利用できないと語った。視覚障害を持つザンビアのEsneyaも同様の状況だった。

「病院に行きましたが、お金がなくて眼鏡を入手できませんでした」

Esneya、20歳、ザンビア

それらの女の子のコミュニティの医療制度は、最も必要としている人びとが利用できず、物理的・経済的に利用しやすくする取り組みもほとんどなされていない。

「...サービス提供者は私に親切ですが、病院の医療処置と薬が利用できません。通常、[薬局で]薬を買うよう指示されますが、[そこ]の薬は高価なため、私は買えません」

Guedi、24歳、エチオピア

### 力と不平等:「許可されるのは稀です...」

伝統的なジェンダー的役割は、女性と女の子が性的関係に従順かつ受動的であること・生殖義務を果たすこと・夫に従うことを要求する。就学・家族計画・買い物・家庭外での労働を含む、彼女たちの生活のほとんどの領域は、夫、時には夫の家族により支配されている。

「...私の夫は女性の外出を許しません。もし誰かが外で働くことを許されるなら、時機が適切でなければならず、家事もきちんとこなせなければなりません」

Lopa、20歳、バングラデシュ

夫が年上で、子どもの妻/パートナーが夫の家族と同居する場合が多い、児童婚が暗示する力の不平等は、何世代ものジェンダー規範と、女の子の教育と経済的自立性の欠如により一層深刻化している。

「たとえ女の子が働く意志を示しても、機会は乏しく、許可されるのは稀で、家族の男性構成員への依存が強化されます」

Esneya、20歳、ザンビア

稼ぎ手として、夫は家計の支配権をかなり掌握している。経済的自立の欠如と、多くの場合で家庭外での生活がほとんどない状況は、女の子の主体性に壊滅的影響を与えている。ニジェールでは、妻が夫の金銭を利用するには一般的に夫の許可が必要である: Aminahは夫の金銭を使って自身を支えられるが、それは夫の許可が必要であり、Bintouも「2人の間に問題を生みかねない」購入をするには、許可が下りるのを待たねばならないという。

ドミニカ共和国のSofiaは、夫が収入を得て妻は食料品等の特定の品物の購入資金のみを受け取り、その際も許可を得なければならない。また、カンボジアのNakryとバングラデシュのShetuも、夫の経済的意思決定への支配が小規模な食料品購入にまで及ぶと述べた。

「夫は食料品の購入用に3000~4000バングラデシュ・タカ(約25~33ドル)を渡します。それ以上のお金が必要な時は、なぜ必要で、何に使うのかを説明しなければいけません」

Shetu、21歳、バングラデシュ

それらの例は、大多数の夫婦関係に特徴的な不平等と、女の子が日々経験する支配の程度を示している。エクアドルだけ、女の子全員が一般的に夫と平等に家計の決定を行っていることを示した。

調査結果から、避妊・女の子の移動・規模に依らない家計の問題に対し、既婚の女の子の意思決定権は全体的に極めて限定的であることは明らかで、夫の権威に挑むことに脅威を感じると語った女の子もいた。また彼女たちは、経済的依存度が低く、育児への夫や家族からの支援が得られ、家事の一部を分担してもらえれば、意思決定への参加に自信が持てることも述べた。それらはすべて、夫婦関係での平等を促進するものである。



タブーを打破し、女の子の性と生殖の権利を守るための啓発活動を主導する団体のメンバー、ニジェール © Plan International

## アクティビストの洞察

### 女の子が対等なパートナーになるには

児童婚に対するアクティビストは、女の子が家庭の意思決定への参加能力を強化するため、いくつかの優先戦略を掲げた。それらは前セクションで概説した問題に対応し、女の子自身の意見とも合致するものである。

- ➡ 回答者の36%が、権利の啓発と法的支援サービスの利用保証を最優先事項とし、これは女の子が家庭内で行使する上で法的知識・保護が基盤となることを強調している
- ➡ 回答者の27%が生活スキルと自信の育成を最優先事項とし、これは、家庭内の力関係の変化には、女の子にコミュニケーション・交渉・意思決定スキルを身につけさせることが必須であるという強い信念を示している
- ➡ 回答者の25%が、夫・義理の家族・コミュニティリーダーへの教育と関与を最優先事項とし、これは家庭や地域で影響力を持つ人びとを関与させることを、家庭内の女の子の主体性と意思決定力を高める鍵とみなしていることを示している



児童婚の啓発を意図した子ども向けプロジェクトの一員である17歳の女の子、インドネシア © Plan International/ Lintang Hakim

## 5. 展望:「我が子に同じ過ちを犯させない...」

女の子の多くは、困難を経験しながらも、夢や望みを諦めようとしていなかった。彼女たちは学業の再開または、起業する手段を得たいと望んでいた。

「5~10年後には、教師として教育制度の中で他の女の子たちを支援したいです」  
Halima, 20歳、ナイジェリア

彼女たちの多くが後悔しており、自身の子どもの人生は異なるものになるようにさせると決意している。

「いいえ、私は我が子に同じ過ちを犯させません。教育が今は重要だと説明するつもりです。たとえ子どもが結婚を望んでも、許可しません。できる限り理解させようと努めます。たとえ恋に落ちて、結婚は認めません」

Farhana, 21歳、バングラデシュ

モザンビークの参加者は、学業の修了や看護職への就労・起業等のキャリアの追求といった、将来への明確な目標を掲げていた。彼女たち全員が児童婚に反対し、女の子の自律性と機会の拡大を望んでいた。

現在の生活での制約により、望みが制限されていた国々もみられた。バングラデシュでは、良き妻や良き母であること以上の望みを口に人はほとんどいなかった。学業や就労を望む人も、それらの目標の達成の可能性を疑っている場合が多かった。

エクアドルのMariaは、歯科医学・犯罪学・グラフィックデザインと、興味を持つ専門分野を挙げ、彼女はそれらの専門職に関し、訓練にかかる費用と時間を天秤にかけていると言った。Pamelaは農業か新生児医療の分野でのキャリアを望んでおり、これ以上子どもを持つことは考えておらず、娘によい人生を送らせてあげたいと考えていた。

ドミニカ共和国のFernandaはエンジニアを志望し、看護師を志望しているMarianaは現在大学で看護学の学位取得を目指している。他の女の子も学業の修了を望み、彼女たちは皆、自身の子どもに教育を受けさせたいと望んでいる。彼女たちの志と夢は力強い。だが、前進に対する反発は、女性と女の子を家庭に閉じ込め、「彼女たちの場所」に留めようとしており、そして変化は余りにも頻繁に、遅過ぎて小さ過ぎるのだ。

年次報告書「世界ガールズ・レポート」や縦断的調査「現実の選択、現実の生活」などの、プラン・インターナショナルの女の子の権利に関する調査では、母親や祖母の、彼女たちの子ども、特に娘に言及して、よい人生を送ってほしいという願いは、世代を超えてみられ、今回の調査でもそれは反映されていた。しかし、キャンペーンや立法がなされても、20年近くにわたり、児童婚やジェンダー的役割に対する意識は、あるべき姿程に変わってはいない。どんなことがあっても、私たちが話を聞いた女の子は、自分と子どもの未来に希望を持ち続けている。彼女たちを失望させてはならない。

「私は経済的自立を完全に実現して、子どもがよい生活を送り、いつか働き始めるまで学びを続けさせたいです。結婚の話はそれからするつもりです...」

Ezichi, (17歳で結婚)、ニジェール

# 有望な実践例:

## 変化を起こすための支援

プラン・インターナショナルのCEFMU撲滅に向けた世界規模プログラムは、女の子を中心に据えた大胆な権利に基づく手法により、この有害な慣行の根本原因を解体し、女の子の権利と皆の平等を擁護するコミュニティでの、女の子が結婚を遅らせることができるようにすることを目指している。

児童婚の撲滅は、具体的な投資を必要とする緊急課題です。プラン・インターナショナルの世界規模プログラムモデルは、地域をまたいで児童婚の防止と既婚・別居・離婚状態の女の子の支援を行う。

本プログラムモデルは、ジェンダー・トランスフォーマティブかつ多層的であり、10年以上にわたるプログラム経験と提唱活動に基づいている。有害なジェンダー規範の変化・女の子の主体性の拡大・権利保護制度の強化といった、予防と対応の両面から取り組み、以下の目的に向けた重点戦略を展開する。



児童婚を助長し、既婚/婚姻歴のある女の子とユース女性の保護・教育・雇用・SRHRを制限する**規範や行動様式の変革**



危機に瀕した女の子とその家族に対する**有効策と安全網を強化し**、児童婚の防止と既婚/婚姻歴のある女の子自身の権利の主張の支援



危機に瀕した女の子のニーズを考慮した**立法・政策・サービスの強化**



私たちは、現地や国の状況とニーズに応じてさまざまな組み合わせで適用できる、検証済みの介入策・ツール・手法を揃えている。

そうした特化した取り組みの1つに「今こそ行動を」<sup>28</sup>があり、これは児童婚と闘うユースアクティビストを力づけるためのツールキットである。

同取り組みは、児童婚の撲滅への取り組みにはユースの参加が必須であり、彼らの教育と力づけが極めて重要であるという原則に基づき行われている。

「今こそ行動を」ツールキットはユースを関与させ、力づけることで、コミュニティでの児童婚への認識を高め、それを経験する女の子を守るものである。法制度や政策の変更だけでは児童婚の撲滅には不十分であり、コミュニティレベルでのユース主導の活動が、この闘いの一部となる必要がある。

「今こそ行動を」ツールキットのダウンロードは[ここをクリック](#)



具体的な行動領域は「*it's time*」の頭文字に示されている

**影響力** - 法律と政策の変更の提唱

**変革** - ジェンダー平等を阻害する有害な伝統・慣行への挑戦

**サービス** - 女の子の良質なサービスのアクセス向上

**主導権を握る** - リーダーシップと活動を通じた女の子のエンパワーメント

**介入** - 暴力からの女の子の保護

**資金** - 経済的力強化のためのスキルと機会の付与

**教育** - 女の子の教育機会の保証

# 児童婚に関する法的枠組みの検証

## OECDのSIGIからの洞察

2025年世界ガールズ・レポートの主要調査は、女の子個人の証言に基づいており、通常は表面化しない結婚した女の子の日々の経験を深く掘り下げることが可能とした。それらの経験と調査に貢献したユースアクティビストの経験は、文脈のなかに考慮する必要があった。そのため、OECDにより調査対象国15カ国の政策・立法環境の包括的調査が実施され、分析の全容は本調査の技術報告書に収録されている<sup>29</sup>。その調査結果は5つの主要領域での、実体験・人びとの行動を大きく左右する非公式な社会的規範・社会の規制の基盤となる重要な法的構造の間の関連性と乖離を検証する、広範な枠組みを提供した。

2023年のSIGIデータは、各国の社会制度に織り込まれたジェンダーに基づく差別が、女の子と女性が生涯を通して経験する不平等の中核であり続けていることを明らかにした。児童婚はその一例であり、それは社会的に容認されていることが多いが、当事者に壊滅的な結果をもたらす得る。

### 児童婚: 今も存在する法的例外

児童婚の防止には法的枠組みが必須であり、多くの国、特にアフリカ諸国、では過去5年間で、法定最低結婚年齢を18歳とするために国の法律を改正してきた。だが、法定最低結婚年齢に対する例外規定や私法<sup>30</sup>が未だ存在するため、児童婚を容認・実践され続ける環境が存在している。

調査対象国の3分の2では、保護者・法定後見人・裁判官の同意があれば法定最低結婚年齢の遵守を回避できる。ドミニカ共和国・エクアドル・グアテマラ・モザンビーク・ネパールだけが一切例外を認めない法律を有している。しかし、公式・非公式に法的差別が存在しないとされるドミニカ共和国でも、児童婚は依然続いている<sup>31</sup>。

- 全体的に、法執行の効力の弱さと差別的な非公式法が、児童婚との闘いを著しく阻害し得る
- 15カ国中12カ国で、児童婚の取り決めを違法とする法的枠組みで定められているが、それらすべての国が違法行為に対する法的罰則を定めてはいない<sup>32</sup>

ほぼすべての国で、児童婚を容認する非公式法が国の法的枠組みの効力を損なわせている。

### 家庭内の責任: 法的には権利は平等だが、実際はどうか

一旦結婚すれば、法的枠組みは女の子の日々の生活にも適用される: 彼女たちの幸福・安全・機会は、教育や医療の享受を管理する法律に左右される部分もあるが、家庭内の責任・子どもの養育権・家庭内暴力(DV)からの保護・生殖に関する権利・離婚に関する法律にも左右される。

- データから対象国の3分の2では、家庭内の意思決定に関し、男女が平等な権利を有しており、また全対象国で、男女両方が子どもの法定後見人となる権利を同等に有している
- 男女の家庭内の責任に関する法的差別は、ラテンアメリカ・カリブ海地域よりアジアやサブサハラアフリカでよくみられた
- アフリカとアジアの調査対象国11カ国中5カ国では、家庭内の責任に関する法律がジェンダー平等でない、または人口全体に適用されていなかった

法律が定める内容に依らず、実際には非公式法により平等主義的な法律の効力が損なわれることがある。それは、家族や家庭内の女性の主体性を制限する差別的なジェンダー規範や役割を反映していることが多い。2023年のOECDのSIGI法的データによると、法律が非差別的である10カ国中7カ国で非公式法が存続しており、4カ国を除くすべての国<sup>33</sup>で女性が世帯主となる能力が損なわれ、インドネシア・モザンビーク・ナイジェリア・ウガンダ・ザンビアでは既婚女性の居住地の決定権が制限されている。また、調査対象国の約3分の1<sup>34</sup>では、非公式法が、男女の子どもの法定後見人となる能力と権利に差異を生み出していた。

### 生殖に関する自律性: 制限的な法律は女の子と女性の健康への脅威となり得る

不平等な力関係により児童婚が特徴づけられる傾向がある。大きな年齢差は、女の子が婚姻関係内で既に制限されている主体性と自立性を一層狭め、最終的に生殖に関する選択等の意思決定権を損なわれている、と証明されている。これに関し、法律は情報の入手・安全で手ごろな避妊法の利用・良質な医療サービスの利用等の、女の子と女性の生殖に関する権利と安全かつ合法的な中絶の利用等の生殖に関する自立権を保護する上で、重要な役割を果たし得る。

- 対象国の3分の2超で、女の子と女性は生殖に関する権利に関する重大な制限を経験している



- 4カ国<sup>35</sup>で、女性が制限なく安全で合法的な中絶を受けられる権利を有している一方、ドミニカ共和国では、妊婦の生命を救うために必要とされる場合でも、中絶が一切禁止・犯罪とされており、残りの国々では、安全な中絶の利用は特定の状況のみに限定されていた。また、全体的に、レイプによる女性の中絶の利用が未だ厳しく制限されていることが示された<sup>36</sup>。

2023年のSIGIの法的データは、女の子と女性のCSE・家族計画サービスの利用に関する、一層複雑な状況を示した。

15カ国<sup>37</sup>中7カ国では、CSEが国家教育課程の必須科目となっているが、世界規模のデータによると、特にアフリカとアジアで未だ享受が限定的である。世界の大半のユースがいる地域が、そうした状況にあるのだ。

- 15カ国中、ドミニカ共和国以外のすべての国が家族計画サービスの普遍的利用に言及した国家行動計画を有し、7カ国<sup>38</sup>では避妊手段への無料または補助金付き利用を提供していた

## 女性と女の子への暴力: 包括的な法律の必要性

世界各国の異なる状況下での調査は、児童婚がIPVの発生率上昇と関連していることを示した<sup>39</sup>。法令だけでは児童婚も女性への暴力も撲滅できないが、あらゆる形態の暴力から女性と女の子を保護する包括的な法的枠組みは、暴力に対する不処罰と社会的容認を終わらせるための重要な一歩である。2023年のSIGIの法的データによると、15カ国でそうした包括的な法的枠組みを整備している国はなく、現行法の強度は国によって異なる。

- 女性と女の子を保護する包括的な法的枠組みは存在しないが、3分の2の国ではDVIに関する包括的な法律が存在し、この特定の虐待のあらゆる形態を犯罪と定義している。法的空白は主に経済的虐待に関して残っており、アフリカとラテンアメリカ・カリブ海地域の調査対象国5カ国ではそれらが対象外となっている<sup>40</sup>
- ニジェールとエチオピア以外のすべての国が家庭内の性的虐待を犯罪化している一方、レイプに対する法的枠組みは一層の強化が求められ、例えば、7カ国<sup>41</sup>ではレイプを同意に基づくものと定義されている。また、すべての国が婚姻関係内レイプを犯罪化している訳ではなく、結婚した女の子は十分な保護を受けていない<sup>42</sup>

- フェミサイドを独立した犯罪と認識しているのは、モザンビーク・コロンビア・エクアドル・グアテマラのみである
- 対象国の3分の2は、女性と女の子への暴力のサブパイパーへのサービスと支援体制の整備を優先する法律・政策・国家行動計画を有しているが、そうした枠組みを欠く対象国は主にアフリカに位置している<sup>43</sup>

世界的に見て、アフリカは一部の国が極めて包括的な法律や戦略を整備している一方、他の国々は追いつく必要があるという特徴を持つ大陸として際立っていた。

## 離婚の権利: 一部の女性には選択肢とならないのか

多くの国で、男女に同等の離婚の権利が与えられていない

- 調査対象国15カ国中、離婚や婚姻無効の開始・成立手続きや子どもの親権保持を男女平等に認めている国はわずか3カ国<sup>44</sup>であり、地域別平均値と国別分析から、主にアフリカとアジアの国々で問題が存在し続けていることが判明した。

配偶者が離婚または婚姻無効の申し立て・成立させるための条件・要件を規定する法的条項は、バングラデシュ・グアテマラ・インドネシア・ネパール・ニジェール・トーゴで、男女間での権利の差異を生んでいる。また、多くの国で、宗教に基づき、民法や婚姻法等の離婚に関する一般法に例外を設けている、または最初から、人口の一部が遵守する各宗教法により離婚が規制される多元的制度が採用されていた。これは、離婚に関する法律がすべての女性の集団に適用されない、いくつかのアフリカとアジアの国々<sup>45</sup>で特に顕著であった。

- 私法によって、約半数<sup>46</sup>の大相国で助成の離婚の権利が損なわれている。15カ国中8カ国では、離婚後の親権取得において男女格差を生み出していることが確認された<sup>47</sup>。

## 総括

法律の不備と差別的な非公式法は、対象国15カ国の児童婚の撲滅・防止を妨げるだけでなく、結婚した女の子の権利と幸福にも影響を及ぼしている。女の子と女性の司法の利用も根強く残る差別的な規範・非公式法・宗教法によって制限されており、それらへの対処が求められる<sup>48</sup>。

本報告書の対象国に関し、データは各国が固有の問題を抱えていることを示していた。結婚した女の子の生活での5つの主要要素に関する法的実態の概観から、全15カ国が、現行の公式な法律が示唆する程のジェンダー平等が実現していないことが判明した。



# 結論

2025年の世界ガールズ・レポートは、児童婚に焦点を当て、女の子の日々の生活の詳細と、児童婚の慣行が根強く続く理由を詳細に分析した。その結果、私たちが話を聞いた女の子の声を考慮し、彼女たちの置かれた状況を深く理解することが、彼女たちの日々の生活と将来の機会における実質的で持続的な改善が起きることが期待できることが明らかになった。彼女たちが語る考え方や有害なジェンダー規範が、コミュニティの児童婚の容認と実践方法を支配しており、それらは決して許容されるべきではなく、普通であると支持されるべきではない。

全体的に、本調査では国・地域に依らない驚くべき共通点を確認された。また、私たちに話してくれた女の子の経験は、児童婚に対するアクティビストの観察により包括的に裏付けられた。後者は、また、明確な提言と実践的な優先事項を提示した。それらが実施されれば、結婚した女の子たちの人生を根本的に変えることになるだろう。

**64%** の児童婚に対するアクティビストが、医療サービスへのアクセスを世界的な最優先事項とした

**44%** の児童婚に対するアクティビストが、結婚した女の子の学業継続の重要性を訴えた

**39%** の児童婚に対するアクティビストが、労働市場で重要なスキルと資格による能力開発を、支援的な雇用政策と併せて女の子の経済的なエンパワーメントの主要な推進要素と考えていた

**30%** の児童婚に対するアクティビストが、結婚中・離婚時の女の子の権利を守るための法的保護へのアクセスを優先事項とした



女性の集会でSRHと家族計画について学ぶ21歳のユース女性の母親、バングラデシュ © Plan International

調査対象者の女の子の28%が離婚/別居していると回答したことは、彼女たちの勇気の証であり、2025年の世界ガールズ・レポートは、これまで大きく無視されてきた集団に関する、貴重な洞察を提供した。彼女たちは離婚の成立のために経験した保障のない法的手続きについて語り、成立には主に母親や女性親族からの個人的支援が鍵であると述べ、また、彼らは女の子たちが技術を学んだり、再度教育をうけたりするためにも支援している。また、慣習や宗教的伝統が女の子の平等な離婚に対する権利の重大な障壁となっていることも判明した。法で定められているが適用されない法律を彼女たちが活用できるよう支援が必要となっており、非公式法が彼女たちの生活を支配し、権利を制限している。

婚姻関係にある女の子は、正式に結婚した女の子より権利が一層制限されており、彼女たちが暴力を受けた際や関係解消の際に保護(親権を含む)されるため、彼女たちの法的措置・情報の享受も保障されなければいけない。また、障害・居住地・社会階層等力による疎外が、結婚した女の子の制限された主体性を一段と制限し、特に教育や医療等の公共サービスを受取る権利が阻害されていることも判明した。ネパールのDalitの20歳のMandiraは、市民権IDを取得できず、大部分の利用可能な産後支援を受けられなかったと語った。

**「私は市民権を持っておらず、子どもの出生登録もされませんでした。両親の市民権と子どもの出生証明書があれば、米や卵等の、多くの給付を受けられたはずなのですが...私たちにはそれらがなかったので、受けられませんでした」**  
Mandira、20歳、ネパール

参加者全員が、女の子の生活を支配し、ジェンダー不平等を永続させる社会的・ジェンダー規範の啓発について議論した。結婚した女の子が、対象を絞った介入策を必要とする脆弱な集団として認識されることは稀である。公共空間での彼女たちの不可視性と主体性の欠如は家庭生活にも及び、パートナー間の年齢差により一層悪化している。女の子は、ずっと年上の夫や義理の家族の意向に支配されることが多く、家事・家計・家族計画に関する意思決定権は制限されている。家庭外で一定の自立性を持つ女の子ほど、家庭内での影響力が高まる傾向が判明した。学校や職場に行くことは、女の子の多くが訴える孤独感の軽減・ストレスの克服・未来への希望をもたらすことになる。

- ❗ 児童婚に対するアクティビストの76%が、現地サービスやプログラムの不足を、結婚した女の子への支援を弱める、または減らす最も差し迫った障壁として特定した。
- ❗ 児童婚に対するアクティビストの52%が根強い伝統的信念とジェンダー規範を指摘した。



12歳の時に学校の児童相談窓口の支援により児童婚を回避し、教育に戻ることに成功した14歳の女の子、ナイジェリア © Plan International

アクティビストは、常に女の子が経験している問題の啓発の重要性を訴えた。

- ➔ 家庭内のジェンダー的役割に対する意識の変化
- ➔ 女の子の性に対する意識の変化
- ➔ 年上の男性の性的行為からの女の子の保護
- ➔ 保護者・親族・隣人への児童婚の取り決めに止められるための説得
- ➔ 特に妊娠中の女の子や若年の母親にとっての、女子教育と技能訓練の重要性の強調
- ➔ 彼女たちを意思決定者とし、極めて重要な調査で得られたすべての声への傾聴

経済的・情緒的な支援は、女の子が離婚し、帰るべき家を持つことを可能にし、また、心理社会的支援は虐待や暴力による被害を抑えるのに役立つ。

「私は幼くして嫁がされ、勉強も、人生での発展も許されず、すべてを奪われました。でも娘に同じ経験はさせません。彼女には勉強して仕事に就くことで実現する、明るい未来を歩んでほしいです。児童婚は暗い未来しか生みません」

Juna、24歳、ネパール

厳格な法執行・児童婚に特化した予算配分・コミュニティの関与の組み合わせが、児童婚の防止と結婚した女の子の権利保護・擁護に大きく寄与するだろう。各国で国の法的枠組みは整備されているが、女の子や彼女たちのコミュニティにおける日々の現実から大幅に無視されている。彼女たちを支援し、権利を擁護し、ニーズを満たすために、持続的な変化をもたらすにはこれらの経験が十分に認識されなければならない。



6歳の娘と17歳で結婚したユース女性、カンボジア  
© Plan International/ Thomas Cristofolletti

# 提言

以下の提言は、児童婚の助長・女の子の生活の支配・ジェンダー平等への障壁として機能し、彼女たちの健康と幸福の機会を妨げる社会的規範に挑むための主要な道筋を概説している。それらの提言は、調査参加者の女の子とアクティビストの洞察と提案に基づいている。

1

児童婚を助長する有害な社会的信念・慣行・期待に対応するプログラムへの投資・拡大をすること

2

結婚した女の子や児童婚の危機に瀕する女の子が自分の権利を理解し、必要なサービスの利用を可能にし、自分が選んだ未来を築けるようにすること

3

危機・紛争下や極貧状態にある女の子を含む、最も疎外され、支援を受けにくい結婚した女の子に特化した支援を実施すること

4

児童婚を防止し、結婚した女の子の支援と司法の利用を保障するため、強力な法律と政策の実施・リソース投入を行うこと

5

児童婚撲滅に向けた取り組みを行う女の子のリーダーとその活動を強化するために資金提供すること

提言は5つの主要テーマを中心に構成されている。



政府・NGO・コミュニティリーダー・ドナー・メディア・教育者は、児童婚の防止・対応に対する多部門で調整された手法で、協力して以下の取り組みを推進すること。

### 有害な社会的・ジェンダー規範の変革

- 児童婚の問題を啓発するため、社会的規範への介入策の好事例を用いて、全国・地域レベルでのキャンペーンを実施し、この問題に関する対話を促進すること。家族・宗教指導者・コミュニティリーダーに対し、有害な社会的規範に挑み・児童婚を否定し・女の子がサービス/支援/教育を享受できるよう支援するよう働きかけること
- メディアを活用し、結婚した女の子の経験やその変化の必要性を広く伝え、彼女たちの主体性と可能性に関する世間の認識を変革すること
- NGOとユースの協働により、動画・ラジオ番組・音楽・演劇等の「エデュテインメント」を通じた規範変容を促進するマルチメディアを設計すること
- 家庭内でのジェンダー平等を推進し、家庭内の責任を女の子だけに負わせないようにすること。家族に彼女たちの家事負担を減らすよう働きかけ、彼女たちが教育や訓練の機会に取り組む時間と体力を確保できるようにすること
- デジタル・メディアリテラシーのプログラムを拡大し、思春期の女の子がオンライン空間を安全に活用するスキルを身につけ、児童婚を正当化するものを含む、有害なジェンダーや社会的な解釈に対して批判的に考察し、自身の権利を擁護し結婚の圧力に抗う能力を構築できるようにすること

### 利用可能なサービスの提供

- 児童婚の危機に瀕する女の子と結婚した女の子に対し、利用可能なSRHサービスとCSEを提供すること
- 避妊法・安全で合法的な中絶・産前産後ケア等の、スティグマや偏見のないSRHRサービスのアクセスを保障すること
- 柔軟な学習機会と積極的な励ましを提供し、家族と協力して女子教育の重要性を強調し、結婚した女の子の教育の享受に対する障壁を取り除くこと。結婚した不利な状況にある女の子に対し、奨学金または学業のための給付金を支給すること
- 女の子を経済的に力づけ、家庭の貧困の対処戦略としての児童婚を防止するために、スキル・職業訓練プログラムを創設・資金投入すること
- 雇用主と協力し、技能訓練の支援と、女の子をデジタル経済やグリーン経済等の新興分野に関連させ、ディーセントな仕事への道を開くこと

### 最も疎外された集団への注目

- 人道危機下の女の子が経験する危険を認識し、危機下でも既存の児童婚防止プログラムが維持され、緊急時対応計画のあらゆる面に統合されるよう措置を講ずること
- 障害を持つ・民族的/宗教的少数派に属する・難民/移民の女の子を含む、さまざまな形態の排除の交差を経験する結婚した女の子の特定のニーズに積極的に対応するプログラムを開発すること
- 心理社会的支援とメンター制度を提供して、女の子にユース主導の活動のための訓練を行い、ジェンダー平等への障壁であり、児童婚の要因となる社会的規範の打破のためのキャンペーンを展開して、情緒的・心理的・実践的能力を構築させること
- 児童婚による孤独感・不安・暴力への恐怖といった心理社会的影響を認識し、コミュニティレベルで利用可能な無料で秘匿性が保障された精神的健康支援を提供する安全な場を設けること

### 法律の策定・施行

- 国際人権基準に沿って、例外なく婚姻の法定最低年齢を18歳と設定することを含む、児童婚の防止・対応に対する多部門で調整された取り組みを確実に行うこと
- IPVと婚姻関係内レイプを含むGBVIに対する包括的な法律を改正・施行し、サバイバーに安全な場所と法的支援が提供されるようにすること

### 女の子のリーダーとその運動の支援

- 女の子・ユース女性・彼女たちの活動が、意思決定の場に有意義かつ安全に関与できるようにし、彼女たちの権利とニーズが認識され、彼女たちの声が傾聴されるようにするため、特化した行動を取ることを

# 謝辞

第一に、児童婚に関する洞察と経験を提供し、本報告書の基盤を築いてくれた女の子・ユース女性・アクティビストの方々に深く感謝申し上げます。調査にご協力いただき、貴重な時間を割いてくれたことに心より御礼申し上げます。

本調査はプラン・インターナショナルにより実施され、特に以下の方々に謝意を表したい：

**報告書チーム:** Sharon Goulds(編集責任者兼報告書著者)報告書原著者: Keya Khandaker博士、Siraaj Khurram、Isobel Fergus、Nicole Jagonase(執筆責任者)、Kit Catterson博士(協力著者)。

**プラン・インターナショナル編集委員会:** Keya Khandaker博士(暫定調査マネージャー兼プロジェクトリーダー); Siraaj Khurram(調査マネージャー兼量的調査リーダー); Isobel Fergus(上級調査マネージャー); Jacqueline Gallinetti博士(影響の証拠・効果部長); Zoe Birchall(グローバルキャンペーン責任者); Danny Plunkett(コンテンツ・クリエイティブ部門責任者); Anna MacSwan(グローバルメディア・広報部門責任者); Johanne Westcott-Simpson(SRHR政策・提唱活動責任者); Tinotenda Hondo(グローバル・ジェンダー平等専門家兼グローバル・ハブCEFMU担当者); Robin Knowles(グローバル・メディア・マネージャー); Antoinette Ngoma(プラン・インターナショナル・ザンビア、代表); Lazarus Mwale(プラン・インターナショナル・ウガンダ、プログラム部長)。

**本報告書に対し貴重なご意見と洞察を賜りました以下の方々に深く感謝申し上げます:** Carla Jones(プラン・インターナショナル・グローバル・ハブ、コミュニケーション部長); Kathleen Sherwin(プラン・インターナショナル・グローバル・ハブ、戦略・関与担当責任者); Damien Queally(プラン・インターナショナル・グローバル・ハブ、プログラム担当責任者); Alexandra (Jing) Pura(プラン・インターナショナル・フィリピン、地域ジェンダー・トランスフォーマティブ・プログラム/政策責任者)。

**追加協力:** *Legal frameworks on child marriage: Insights from the OECD's Social Institutions and Gender Index* analytical content conducted and authored by Carolin Beck and David Halabisky, OECD Development Centre © OECD、無断複製・転載を禁じる。

Girls Not Bridesに深く感謝したい: 児童婚撲滅のための世界的パートナーであり、本報告書の提言に対する貴重なご意見をくれた。また、序文を執筆し児童婚に関する洞察を共有してくれたSumaiyaにも感謝申し上げます。

**質的データのコーダー:** Sarah Jambert Gray、Chipiwa Maziva、Mahima Mehra、Phoebe Olugo。

**各国事務所チーム:** 本報告書の質的調査の実施を支援し、意見を提供してくれたプラン・インターナショナル国別事務所(バングラデシュ・カンボジア・インドネシア・ネパール・エチオピア・モザンビーク・ウガンダ・ザンビア・コロンビア・ドミニカ共和国・グアテマラ・エクアドル・ナイジェリア・ニジェール・トーゴ)の職員に感謝申し上げます。

**デザイン:** Jessica Nugent。

# 脚注

- 1 プラン・インターナショナルは、CEFMUの慣行を強く非難し、国家の法律・慣習法での禁止とそれらの法律の完全かつ効果的な施行を求める。子どもの権利条約委員会一般意見第4号に沿い、プラン・インターナショナルは、婚姻の最低年齢は18歳とすべきであり、保護者または司法の同意に関するいかなる規定に依らず、男女に平等に適用されるべきであると考えている。
- 2 1979年に国連で採択された国際条約であるCEDAWは、しばしば女性の権利章典と称される。
- 3 Government of Guatemala, 2009. Ley Contra la Violencia Sexual, Explotación y Trata de Personas (Decreto No. 9-2009). Guatemala City: Congreso de la República de Guatemala. 以下にて入手可能: [http://ww2.oj.gob.gt/es/QueEsOJ/EstructuraOJ/UnidadesAdministrativas/CentroAnalisisDocumentacionJudicial/cds/CDs%20compilaciones/Compilacion%20Leyes%20Penales/expedientes/14\\_LeyContraViolenciaSexualTrataPersonas.pdf](http://ww2.oj.gob.gt/es/QueEsOJ/EstructuraOJ/UnidadesAdministrativas/CentroAnalisisDocumentacionJudicial/cds/CDs%20compilaciones/Compilacion%20Leyes%20Penales/expedientes/14_LeyContraViolenciaSexualTrataPersonas.pdf) [アクセス日: 2025年7月21日].; Government of Colombia, 2025. Law on the Prohibition of Child Marriage (Law No. 2447/2025). Bogotá: Government of Colombia. 以下にて入手可能: [https://equalitynow.org/news\\_and\\_insights/colombia-outlaws-child-marriage/](https://equalitynow.org/news_and_insights/colombia-outlaws-child-marriage/) [アクセス日: 2025年7月21日].
- 4 疎外されているという特定は、女の子が、民族的・宗教的少数派であるか、特定の社会階級に属するか/障害を持つか、という質問に答えた結果に基づく。
- 5 Izugbara, C., Suubi, K., Affu, C., Salami, T. and Opondo, E., 2024. The persistence of high rates of child marriage in Sub-Saharan Africa, the Middle East and North Africa, and Asia: A scoping review. *Health Care for Women International*, pp.1–24. 以下にて入手可能: <https://doi.org/10.1080/07399332.2024.2385328> [アクセス日: 2025年8月7日].
- 6 UNICEF (n.d.) Child marriage. UNICEF DATA. 以下にて入手可能: <https://data.unicef.org/topic/child-protection/child-marriage/> [アクセス日: 2025年7月1日]
- 7 OECD (2024) Development finance for gender equality 2024. OECD Publishing. 以下にて入手可能: [https://www.oecd.org/en/publications/development-finance-for-gender-equality-2024\\_e340afb-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/development-finance-for-gender-equality-2024_e340afb-en.html) [アクセス日: 2025年6月11日].
- 8 調査方法の全容は、State of the World's Girls Technical Reportを参照のこと。以下にて入手可能: <https://plan-international.org/publications/girls-experiences-child-marriage/>
- 9 Girls Not Brides, n.d. Child Marriage and Gender. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://www.girlsnotbrides.org/learning-resources/child-marriage-gender/> [アクセス日: 2024年12月1日].
- 10 UNFPA, 2025. Child Marriage - Frequently Asked Questions. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://www.unfpa.org/child-marriage-frequently-asked-questions> [アクセス日: 2025年1月27日].
- 11 UNICEF, 2019. 115 million boys and men around the world married as children. [オンライン] UNICEF. 以下にて入手可能: <https://www.unicef.org/press-releases/115-million-boys-and-men-around-world-married-children-unicef> [アクセス日: 2025年8月7日].
- 12 Child Marriage Data Portal (n.d.) Global trends & SDG progress. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://childmarriageportal.org/global-trends/> [アクセス日: 2025年1月17日].
- 13 United Nations, 2020. A new era of conflict and violence. [オンライン] United Nations. 以下にて入手可能: <https://www.un.org/en/un75/new-era-conflict-and-violence> [アクセス日: 2025年8月7日].
- 14 United States Mission to the United Nations, 2025. Explanation of position on the Commission on the Status of Women (CSW) Political Declaration. [オンライン] USUN. Available at: <https://usun.usmission.gov/explanation-of-position-on-the-commission-on-the-status-of-women-csw-political-declaration-location-of-remarks/> [アクセス日: 2025年8月7日].
- 15 United Nations Population Fund (UNFPA),

2025. Child marriage - Frequently asked questions. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://www.unfpa.org/child-marriage-frequently-asked-questions> [アクセス日: 2025年8月7日].
- 16 Ibid.
- 17 World Health Organization, 2024. Violence against women. [オンライン] 25 March. 以下にて入手可能: <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/violence-against-women> [アクセス日: 2025年1月27日].
- 18 Seta, R., 2023. Child marriage and its impact on health: a study of perceptions and attitudes in Nepal. *Journal of Global Health Reports*, 7, e2023073. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://www.joghr.org/article/88951-child-marriage-and-its-impact-on-health-a-study-of-perceptions-and-attitudes-in-nepal> [アクセス日: 2025年1月27日].
- 19 Nhampona, J.M. and Maritz, J.E., 2024. Early marriage, education and mental health: experiences of adolescent girls in Mozambique. *Frontiers in Global Women's Health*, 5, Article 1278934. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://www.frontiersin.org/articles/10.3389/fgwh.2024.1278934/full> [アクセス日: 2025年1月27日].
- 20 UNICEF, 2022. The Power of Education to End Child Marriage. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://data.unicef.org/resources/the-power-of-education-to-end-child-marriage/> [アクセス日: 2025年1月27日].
- 21 Human Rights Watch, 2024. Iraq: Unregistered Marriages Harm Women and Children. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://www.hrw.org/news/2024/03/03/iraq-unregistered-marriages-harm-women-and-children> [アクセス日: 2025年1月27日].
- 22 UNICEF, 2020. Child Marriage and the Law: Technical Note. [オンライン] 以下にて入手可能: <https://www.unicef.org/media/86311/file/child-marriage-the-law-2020.pdf> [アクセス日: 2025年1月27日].
- 23 Equality Now, 2024. 5 Things You Need to Know About Child Marriage [オンライン] 以下にて入手可能: [https://equalitynow.org/news\\_and\\_insights/5-things-you-need-to-know-about-child-marriage/](https://equalitynow.org/news_and_insights/5-things-you-need-to-know-about-child-marriage/) [アクセス日: 2025年1月27日].
- 24 Ibid.
- 25 本報告書の技術版のセクション3.2「Legal frameworks on child marriage: Insights from the OECD's Social Institutions and Gender Index」を参照のこと。以下にて入手可能: <https://plan-international.org/publications/girls-experiences-child-marriage/>
- 26 私たちの元々の調査結果は、プラン・インターナショナルの「現実の選択、現実の生活」調査から得られた事例研究により補完された。「現実の選択、現実の生活」は、2006年に生まれた100名超の女の子を対象に、世界9カ国で2024年に18歳になるまで追跡調査した質的・縦断的調査である。
- 27 Dalitとは、ヒンドゥー教のカースト社会で歴史的に疎外されてきた幅広い社会集団の構成員を指す用語である。
- 28 Toolkitは以下にて入手可能: <https://plan-international.org/asia-pacific/publications/time-to-act-toolkit-for-practitioners/>
- 29 本報告書の技術版のセクション3.2「Legal frameworks on child marriage: Insights from the OECD's Social Institutions and Gender Index」を参照のこと。以下にて入手可能: <https://plan-international.org/publications/girls-experiences-child-marriage/>
- 30 非公式法とは、成文化されていない、または文書化されていない慣習・伝統・宗教法/規則を指し、国家の法体系の公式な法制度外で機能する仕組みを規定するものである。
- 31 2023年、ドミニカ共和国では20歳～24歳の女性の31%が18歳未満で結婚していた(OECD Development Centre/OECD, 2023[3])。
- 32 コロンビア・エクアドル・トーゴには児童婚の取り決めに犯罪行為とする具体的法的規定が存在しない。カンボジア・ドミニカ共和国・ネパール・ニジェールでは児童婚の取り決めが禁止されているが、法令違反に対する懲罰は法律で規定されていない。
- 33 ドミニカ共和国・エチオピア・グアテマラ・ネパール。
- 34 バングラデシュ・インドネシア・ニジェール・ナイジェリア・ウガンダ・ザンビア。
- 35 カンボジア・コロンビア・モザンビーク・ネパール。
- 36 レイブ・法で定められたレイブによる妊娠中絶は、バングラデシュ・ドミニカ共和国・グアテマラ・ニジェール・ナイジェリア・ウガンダ・ザンビアで認められていない。
- 37 カンボジア・コロンビア・ドミニカ共和国・エクアドル・グアテマラ・トーゴ・ザンビア。
- 38 コロンビア・エクアドル・グアテマラ・ネパール・ニジェール・ウガンダ・ザンビア。
- 39 Kidman, R. (2016). Child marriage and intimate partner violence: a comparative study of 34 countries. *International Journal of Epidemiology*, 46(2), pp.662–675. 以下にて入手可能: <https://doi.org/10.1093/ije/dyw225> [アクセス日: 2025年8月7日]; Hayes, B.E. and Protas, M.E. (2021). Child marriage and intimate partner violence. [オンライン] *Prevention Collaborative*. 以下にて入手可能: [https://prevention-collaborative.org/knowledge\\_hub/child-marriage-and-ipv/](https://prevention-collaborative.org/knowledge_hub/child-marriage-and-ipv/) [アクセス日: 2025年8月7日]; Han, J., et al. (2025). Prevalence of intimate partner violence among child marriage victims and comparison with adult marriages: A systematic review and meta-analysis. [オンライン] *Prevention Collaborative*. 以下にて入手可能: <https://prevention-collaborative.org/wp-content/uploads/2025/03/Han-et-al.-2025-Prevalence-of-intimate-partner-violence-among-chil.pdf> [アクセス日: 2025年8月7日].
- 40 ドミニカ共和国・エクアドル・エチオピア・トーゴのDVIに関する法律は、家庭内虐待に触れていない。ニジェールは、DVを一切禁止していない。
- 41 カンボジア・ドミニカ共和国・エクアドル・エチオピア・グアテマラ・インドネシア・トーゴ。
- 42 バングラデシュ・カンボジア・エチオピア・ナイジェリア・ウガンダ・ザンビアの法律は、婚姻関係内レイブを犯罪として特定していない。
- 43 ドミニカ共和国・エチオピア・ニジェール・トーゴ・ザンビア。
- 44 コロンビア・ドミニカ共和国・モザンビーク。
- 45 バングラデシュ・エチオピア・インドネシア・ニジェール・ナイジェリア・ウガンダ・ザンビア。
- 46 バングラデシュ・カンボジア・インドネシア・ネパール・ナイジェリア・ウガンダ・ザンビア。
- 47 バングラデシュ・カンボジア・エクアドル・インドネシア・ニジェール・ナイジェリア・ウガンダ・ザンビア。
- 48 SIGIの法的データによると、バングラデシュ・カンボジア・ネパール・ナイジェリアは、非公式法により女性の司法の利用を制限している。

誰もが平等な世界  
が実現するまで



Until we are all equal

## プラン・インターナショナルについて

プラン・インターナショナルは、子どもの権利を推進し、誰もが平等な世界の実現を目指し85年以上にわたり世界80カ国以上で活動する国際NGOです。一人ひとりの子どもが本来持つ力を引き出すことで地域社会に前向きな変化をもたらされることを信じて、子どもや若者、さまざまなステークホルダーとともに活動しています。特に、貧困や暴力、差別や排除によって弱い立場に置かれている女の子の支援に力を入れています。

子どもや女の子たちが直面している不平等を生む原因を明らかにし、その解決にむけ取り組むことで、子どもたちが生まれてから大人になるまで寄り添い、自らの力で困難や逆境を乗り越えることができるよう支援します。

**誰もが平等な世界の実現にむけて、歩みを止めずに進んでいきます。**

.....

### Plan International

Global Hub  
Dukes Court, Duke Street, Woking,  
Surrey GU21 5BH, United Kingdom

Tel: +44 (0) 1483 755155

Fax: +44 (0) 1483 756505

E-mail: [info@plan-international.org](mailto:info@plan-international.org)



[plan-international.org](https://plan-international.org)



[facebook.com/planinternational](https://facebook.com/planinternational)



[twitter.com/planglobal](https://twitter.com/planglobal)



[instagram.com/planinternational](https://instagram.com/planinternational)



[linkedin.com/company/plan-international](https://linkedin.com/company/plan-international)



[youtube.com/user/planinternationaltv](https://youtube.com/user/planinternationaltv)